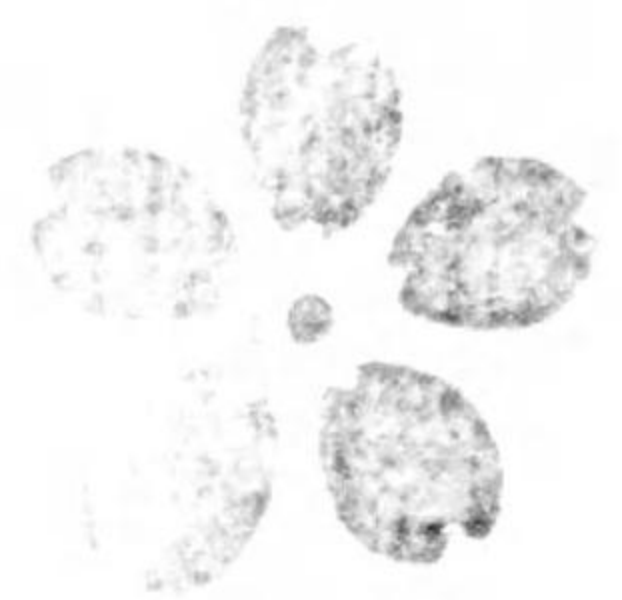


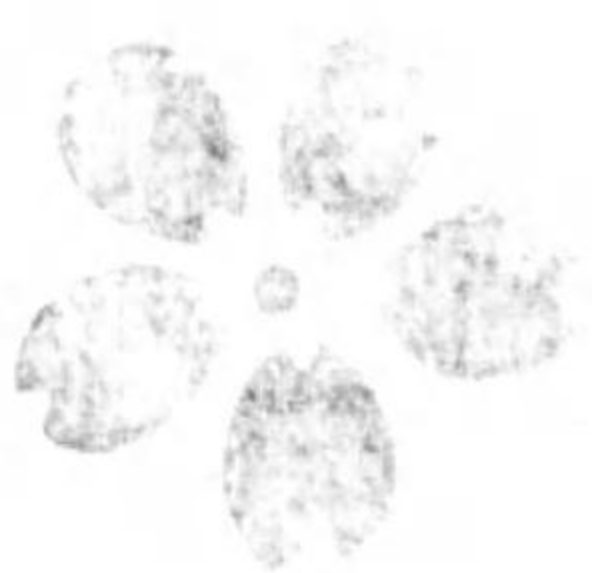
始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25



說
諭
譚



持100
482

逢年逢月逢人

苦言如毒藥

船公相接了

有地無天



達子云云

南國郵政

大正
7.4.17
内交

責人以喜

琴堂



序

頃日藤田鎌吉君説諭譚なる一書を著はし序
を余に求む之を閲するに説諭の意義目的を
論述し言語態度の心得より其内容に亘り微
を穿ち細を極め之を説明すること頗る剴切
なり蓋し警察の本領は恰も司法の目的か訴
なからしむるにあるか如く徒に處分を行ふ
て能事終れりとなすへきものに非るなり況
んや社會の進運に伴ひ人事は益紛糾を加へ

其の警察の力を要することも愈多からんとす此の時に方りて偶々此の著あり其の警察界を裨益する蓋し鮮少に非るべし余乃ち喜んで之を序す

大正四年九月

法學博士 松井 茂

友人藤田氏嘗て靈界の研究に従事し、能く哲理に通じ、且頗る漢籍に通ず。後感ずる處あり轉じて職を警察に奉じ、現に某警察署の幹部に在り、幾多の罪囚に接して感ずる處あり、一書を著し、題して説諭譚と云ふ。之を閲讀するに其行文の平易流暢にして、其内容の豊富なる、まことに近時稀に見る良書たり。今や人心腐敗し、舉世滔々として墮落の淵に沈まんとしつゝある時に方り、偶斯の如き著述あり、其

世道人心に裨益する處少からざる言を費さずして明なり。若し夫れ率直に予の希望を言へば本書が多々益々其版を重ね、世人が一人も多く之を讀で、其精神の營養を爲さんこと即ち是れ予が本書出版の事を耳にして以來友人たる藤田氏の爲めに常に念ふて止む能はざる處なり。

大正五年五月

於加州山中温泉客舎

法學士 森田小六郎

はしがき

非を治むるに理を以てせざるを得ず治を保つには非常の警なくんばあるべからず譬へば酒を煖むるに其酒の温に勝る湯を以てせざれば其酒煖る者に非ず凡そ事物は皆其勝る所を以て爲すべし故に人を警る者は先づ己に非常の警ありて以て人に及すべし

こは川路大警視の言である余は此至言に對し平素欽慕の念に堪えないそして自己を警め他人を警むるの

はしがき

はしがき

修養資料として頃日説諭譚なるものを書いて見た元より文字晦澁言辭盡せず虎を畫いて狗に類するもの幸ひに先輩諸賢の叱正を賜らば余の本懐とするところである

大正四年六月

著者識す

説諭譚目次

第一編 説諭法

- 第一章 説諭の意義……………一
- 第二章 説諭の必要……………三
- 第三章 説諭の目的……………五
- 第四章 説諭の話材……………八
- 第五章 説諭の心得……………三

第二編 説諭資料

- 第一章 君恩を知らざる者を説諭す……………一七
- 第二章 雇人に對し苛酷の取扱を爲す者を説諭す……………二五
- 第三章 雇主に不平を抱き自暴を起さんとする者を説諭す……………三〇

目次

第四章 姑と不和の嫁を説諭す……………三七

第五章 喧嘩する夫婦を説諭す……………四三

第六章 父母に孝養を怠る者を説諭す……………五〇

第七章 兒童教育不良なる母を説諭す……………五六

第八章 繼子いじめをする繼母を説諭す……………六三

第九章 兄弟争ひをなす者を説諭す……………七〇

第十章 女色に溺れ自由結婚を爲さんとする者を説諭す……………七六

第十一章 喧嘩したる者を説諭す……………八三

第十二章 藝妓に迷ひ家出したる者を説諭す……………九〇

第十三章 怠惰者を説諭す……………九七

第十四章 泥酔保護者を説諭す……………一〇四

第十五章 頑固にして郷黨の平和を欠く者を説諭す……………一一〇

第十六章 屁理屈を云ひ組合の平和を欠く者を説諭す……………一二三

第十七章 自殺を計りたる者を説諭す……………一二六

第十八章 淫賣藝者を説諭す……………一三〇

第十九章 不正犯罪の起訴猶豫者を説諭す……………一三六

第二十章 萬引したる婦人を説諭す……………一四九

目次終

目次

| | | |
|-------|--------|---|
| 第一章 | 説諭の意義 | 一 |
| 第二章 | 警察上の説諭 | 一 |
| 第三章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第五章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第六章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第七章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第八章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第九章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十一章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十二章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十三章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十四章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十五章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十六章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十七章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十八章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第十九章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十一章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十二章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十三章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十四章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十五章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十六章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十七章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十八章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第二十九章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十一章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十二章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十三章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十四章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十五章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十六章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十七章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十八章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第三十九章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十一章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十二章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十三章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十四章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十五章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十六章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十七章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十八章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第四十九章 | 警察官の説諭 | 一 |
| 第五十章 | 警察官の説諭 | 一 |

説諭

藤田 廣 胖 著

第一編 説諭法

第一章 説諭の意義

説諭の意義を分つて警察上の説諭と、普通道徳上の説諭との二つとする。

警察上の説諭と云ふのは、警察官が社會の安寧を保全し其秩序を維持せんが爲めの手段として、人民に對し之を爲すものである、凡そ警察の説諭は、事を未發に警戒するの趣旨に出づるものであつて懲罰的のものではない、夫故説諭の結果は、其歸する處の事は大小輕重の別

はあつても、社會の安寧を保全し、其秩序を維持するの効力がなくてはならぬ、故に警察官の説諭を爲すの時機は、其説諭を受くる者に於て、必ずしも之れに従はざるを得ない時でなくてはならぬ、乃ち若し被説諭者が説諭に服せずして強て反抗するときは、其行爲は忽ち法律に觸れ規則に悖るの事實を構成する場合であらねばならぬ、又或は既に法令に違反する所あるも、事體が輕微であつて其行爲を停止すれば、社會に危害を加ふることなく、否寧ろ社會に裨益する所のあるものがあると思料したる場合でなければならぬ。

警察上の説諭と同趣旨で、注意と云ふものがあるが、注意と説諭とは自ら差がある、注意は、説諭を要する程度に至るを待たず、警察官が認めて、是れは明らかに條理に反して居る、又は危険の虞れがある或は衛生に害があるとか、若くは風俗を紊るの恐れがあるとかと認められた場合に之れを行ふものである、而して注意は、之れを受くる者が直

ちに之れに従はなくとも、其所爲を抑制する道がなく、亦其所爲は直ちに法令の違反を生ぜない場合であるから、説諭とは相異つた點がある。

普通道德上の説諭と云ふのは、法令以外の道德に悖る不良者を説き諭し、自ら驟然悔悟せしむるの方法であつて、訓戒諭告と同じ意味である。

所謂悖徳者と云ふのは、君臣父子夫婦兄弟朋友の道を始めとし、人として社會に生存するに必要な人倫てふ道に悖る輩である、是等悖徳者に對し、或は戒告し、或は教悔し、或は誘導し、或は啓發せしむるの方法を茲に説諭と云はむ、本編に説く所は主として後者に屬し、施て前者に及ばんとするのである。

第二章 説諭の必要

故川路大警視の言に曰く、「警察官は人民の爲めには保傅の役なり」と、又曰く、「人民は兒輩なり警察官は其母なり」と、蓋し警察の職務は保護を要旨とするの意である、此の保護なる意味に於いて、吾人は法規の執行以外に廣く人民の指導者たり、人民の教育者たらねばならぬ、病者を治するは醫師である、犯罪者を懲らすは司法官である、不良者を化するは警察官である、凡そ人とし生けるもの殆ど病のないものはない、而て其始めて胎外に出づるや、母體より遺傳の病因を受けしものは極めて稀れである、けれども、發育するに従つて、消化器病とか五管器病、神経病とか皮膚病等、種々の病氣に感染するのである而して皆人は、「子曰人之生也直」で、呱呱の聲を擧げたるときは、天真爛漫であつて先天的不良者は稀れであると云ふて宜い、然るに身體の發育に従つて病を生ずる如く、歳長するに従つて精神にも病的現象を起すのが常である、酒色病や惰怠病は乃ち是である、病は輕症の間

は藪醫者も尙ほ治し易いが、慢性となつては良醫も容易に癒し難い、精神の病も初期に於て手當すれば、容易に改善する事を得るが、重症即ち本心の魔痺を成してからは、獄屋の治療も仲々其効がないのである、而して警察官は日常此の初期の精神病者（狂者に非ず）の、治療の任に當る機會が實に尠くない、放蕩者、無賴者、欠落者、不孝者、泥酔者、喧嘩、口論、亂暴者を數え來れば四百四病程もある、然れども治療の方法宜しきを得ざれば、却つて藪をつゝいて蛇を出し、餘病を發する如き失態を演ずるであろう、故に病種に應じて良藥を盛り、症因に依つて適術を施すの技倆がなくてはならぬ、警察官の採るべき治療法は、則ち説諭である、説諭の必要にして忽にすべからざるは喋々を要せないであろう、以下順次説諭法に付是れを述べん。

第三章 説諭の目的

凡そ思想を他に傳達するの法は三つある、其一つは動作で、これは口一語を發せずして、手を動かし足を動かし自己の考を他に傳ふるので、傲然として他に對せば侮蔑の意を示し、頭を垂れ腰を低くして之れに向へば服従の意を示し、指を一本出せば一といふことを示し、足を動かせば歩くといふことが解るやうなものである。

併し、之れは非常に不完全で、啞者の常に採る所である、而して緻密に且つ正確に、自己の思想を他に傳ふるには、勢ひ文字か言語を用ひなければならぬ、文字は言語の符號であつて、永久的に且つ廣く効力を有するが、之れを面前り其人に應じて有効ならしむることはなかく、難い、大正七年の今日と雖も、尙文字を解し得ないものもあるであらう、然らば言語即ち語ることはどう適當なるものはない、古聖先賢も皆此適當なる言語に依つて、道を説き教を垂れられたので、ソクラテスは街頭に不爛の舌頭を以て論議を試みて自己の所説を明かにし

釋尊五十年の横説堅説も皆此言語により、孔夫子の數萬言も亦此力に外ならない、言語の力と云ふものは實に重大なるものである。

而して説論は勿論言語の一部であるが、言語の内談話といふ私人的のものに屬するか、演説といふ公的のものに屬するかと云ふに、演説は獨り喋つて多數の人に聽かすのであるが、談話は互に之れを語り、一々對者と應答するのであるから、警察官が人民を説諭する場合は自然演説とも談話とも其趣旨を異にし、半私半公といふ様な感がある。さて然らば説論の目的は如何にあるかといふに「被説論者が説論を受くる欠點を自覺し之れを悔恨し、將來改悛の決意を生せしむる」にあるのである。

所が其説論事項たるや千態萬様で、各被説論者は其境遇を異にし、閱歷を異にし、智識を異にし、貧富貴賤を異にし、又は風俗習慣をも異にして居るのであるから、警察官が一片の説論を以て所期の目的を

遂行するといふ事は、なか／＼容易の事でないと思ふ、故に吾人は如何にせば説諭をして有効に、且つ目的を達し得らるゝかといふ事を、研究する必要があるではなからうか。

第四章 説諭の話材

説諭の目的を達せんには勢ひ話材に重きを置かなければならない、例令如何なる高位の人が説諭するにしても、秩序のない不明瞭なる事をくどく／＼話されては、感動や改悛は愚か、唯五月蠅いといふ感念を抱かしむるのみで、何等の効果もないであらう。

凡そ人民は、警察官の面前に於ては、如何にも感服し改悟したかの如き状態を表はすのが常であるが、果して彼等は感服したであらうかと云ふに、余輩は過去の経験に徴し其効果の餘りに厚からざりしを遺憾とする。

人は感情性に富むもので、自然の森羅萬象に對しても、悲喜憂樂憎惡、さては希望、失望、満足、後悔、憐憫等の情緒を抱き易いから、此の心理作用を利用して説諭の目的を達せなければならぬ。されば

- 一、如何なる話材を選べば自覺し易からしむるか。
- 二、如何なる話材を選べば感動し易からしむるか。
- 三、如何なる話材を選べば改悛し易からしむるか。

此の三つの間に答ふべき第一のものは譬喩である。

以下簡單に其種類を述べて見やう、

譬喩を分つて直喩、隱喩、活喩、引喩、諷喩とする、直喩は明かに譬喩たることを示して、心は鏡のやうなものだ、とか、

支那の現状はローマの末路のやうだ、

とか云ふので、隱喩といふのは、其譬喩たることを明かに示さずし

て、

心の海に波が立つ、とか、

胸の火の消ゆる時なく、

とかいふ類で、心は海に似て居るとか、胸の忿怒は火の如しとかいふことを略して、却つて其感を深からしむるのである、活喩といふは無生物を生物に言ひあらはし、死物を活物の如く取扱ふので、

風は狂い波は荒れたり、とか、

平和の神も既に其手を離されたり、

とかいふのである、引喩といふのは古語や故事を引用して、將に言はんことを聯想せしむるので、

男兒既に志を立つ世豈に我を防ぐるのアルプスあらんや、

とかナポレオンの故事を應用するの類である、諷喩といふのは、當面のことを隠して他の類似したる事をいふて、其事を諷するのであるが

繁雜を避くる爲め其例を省く、是等の譬喩は他人をして了解せしむるに最も功がある、

譬喩に次で必要なのは例話で、例話といふは、今説かうとする事柄を例證する古人又は今人の逸話である、例話は多く歴史上の事實又は新聞紙上に現はれた事實を引用するので、譬喩は解説に便であるが、例話は證明の役を務めさせるので、最も印象を深からしむることが出来る。

話材として其次に必要なのは、古人の金言及び和歌である、金言や和歌も其説明する所を證明し、感興を深からしむるものであるが、此金言引用に就ては、模範となるべき人のを選び、簡單にして意深きものを選びなければならぬ、和歌はあまり意味深く高尚で講釋しなくてはわからぬのが多いが、成るべく讀んだのみで意味も通じ、面白味のあるものを選びなくてはならぬ、

説諭の話材に就ては、大體これ位の點に注意したら宜い、話材なくして説諭しやうといふは、水なくして火事場へ行つたやうなもので、効果の有るべき筈がない、吾人は日常説諭したり演説したりする機會が多いのであるから、平素話材を選択して置かなくてはならぬ。

第五章 説諭の心得

第一節 準備の心得

説諭は演説の如く演題を選定したり話材を準備したりする時間を有せず多くは突嗟的であるから、一層困難を感じる所であるが、平素話材が胸中に豊富であつたならば、瞬間にして適當の説諭を爲すことが出来るであらう、然し吾人は機智横溢突嗟の場合に處しても、名案を得るといふことは至難である、故に先づ左の諸點に心掛けなくてはならぬ。

其一は、人を理解すること、

即ち被説諭者の性情、境遇、智識に應じ、夫々適當の説諭をなさなくてはならぬ、

其二は、事理を觀察すること、

如何なる原因に依り如何なる動機に依り事が起つたか、又如何なる徑路を経て今日に至つたか、夫れに就ては將來如何なる方法を以てすれば改悛することが出来るか、といふ如き事理を明かに觀察することが必要である。

其三は、常識を涵養すること、

説諭するには専門の智識でなくして常識が必要である、如何に専門の法律規則が明るくても、之れを以て説諭の目的を達することは出来ぬ、所謂千態萬様の事と人に當るのであるから、警察官は常識に富んで居らなくてはならぬ。

其四は、適切なる話材を擧ぐる事、

話材に就ては前章に述べた所であるが、其最も適切なるものを擧げて説諭することが肝要である、泥を粘じて金となすのは各自の手腕で讀書するにも道を歩るくにも新聞雑誌を見るに付けても、新しき材料を採り聴て之れを適切に應用することを忘れてはならぬ。

其五は、名家の演説筆記を讀む事、

是亦最も必要のことで、名家の演説を多く聞き又其著書記を多く讀むときは、獨り説諭の資料となるべきのみならず、自己を向上發展せしむるに於て多大の益を受くるものなれば、吾人は公務の許す限り此點には特に努力すべきである。

第二節 言語の心得

言語は用方に依つて人の感情を左右する力がある。

「オイ」と呼べば「ウン」と答へ、「ネイ」と呼べば「ハイ」と答ふる如

きは人情の常である。

兎角警察官は粗野なる言語を弄することが多いやうであるが、言語は最も丁寧親切を旨とせなければならぬ、吾人は平常「お米」とか「お釜」とかと物品に對しても、「お」なる敬語を付するではないか、それは古人が斯る物品と雖も相當禮を以てし決して侮蔑してはならぬといふ教の爲め夫等の慣習をつくるに至つたのであれば、苟も人たる以上如何に貧賤のものとも雖も、警察官は之れに對し、輕蔑の言辭を放つといふことは慎しまなければならぬ、今其注意すべき主要なる點を示せば、

其一は、人に適したる言語を用ふる事、

官吏や會社員の如き相當地位あるものに對して「オ前へ」といひ、車夫や馬丁に向つて「アナタ」と云ふ如きは矛盾して居る、要するに其人に於て感情を害せぬ程度の言語を使はなくてはならぬ。

其二は、人の忌む言葉を用ひざること、

盗人に對して泥棒といひ、僧侶に對して坊主といひ、酌婦に對して酌婦といふ如きは當然の名稱であるが、其本人は之れが爲め感情を害するものであるから、斯る人の忌むべき言葉は避くるやうにせなければならぬ。

其三は、聲音の表情を適度にする事、

終始底語すれば感動薄く、又大聲叱咤すれば徒らに恐怖し理解心を失せしむるに至る、斯の如きでは折角の説諭も何の効果もない、聲音の爲めに思想を傷くことを避けて、聲音を以て思想を助くるといふことに心掛けなければならぬ、誠に一片の談話も聲音の表情、即ち口調と抑揚とに依り感銘を深からしめ、恍惚として心を引入れることが出来る。

第三節 態度の心得

説諭は耳に聽かするものであるから、唯喋れば宜いかといふに決し

て然らず、彼の「デモステネス」が雄辨の秘訣は態度にありといふた如く、説諭に於ても態度に注意しなければならぬ、顔を伏し手に紙撚を燃りつゝ聲を激して不都合を責め、肱を「テーブル」に曲げ、頬杖ついて古聖の道を説いたからとて、誰れか之れに感動しやうぞ、されば、苟も自覺を欲し改悛を目的とする説諭に當つては、最も熱心なる態度を以て之れに臨み、熱誠の餘り衷心より迸り出づる自然的身振を以て人を教導するのでなくてはならぬ。

以上は余が平素氣付きたる大體の點に就て述べたので、是れを以て決して足れりといふのではない、只讀者の注意を促かすに過ぎぬのである。

第二編 説諭資料

第一章 君恩を知らざる者を説諭す

ありがたいこのあんらくなせかいをば

しらぬものこそばちあたりなれ

君等が平素の言動を見るに、何れも井底の蛙で、私利私慾のために争闘し、公德心に乏しく君恩を感ずること薄きやうであるから、此の點に付き聊か説諭する。

俗に馴れると手であることを足でするといふ言葉があるが、

誠になさけないことである、近江八景の三井寺といえは風景の好いので誰しも知らぬものはなく、かような天下の景勝地に住むものは非常な幸福だと思ふであらう、然るに其の三井寺に住居する僧侶の曰ふには、斯様な處に住居するのは満足處か不自由で仕方がない、何故なれば、此の寺は山の中腹故外出する毎に長い石段を上下しなくてはならぬ、こんな骨の折れる處は御免を蒙りたいと、不平をいふたさうである、世人が羨む許りの境遇も馴るれば幸福と思はず却つて、些々たる

石段を上下することに依り不平をいふやうになる。

昔堯帝舜帝は寢食を忘れて國家を治めた聖人である、其爲め外敵もなく災害もなく國民は無事平穩に生活することが出来た、然るに當時の國民は唄ふて曰ふに吾々は日が出れば野良え出で耕し日が入れば家へ歸つて寝る、飢ゆれば穀物を取つて喰ひ渴すれば井戸を掘つて飲む何にも帝王の御世話にはならぬといふた、其時代の人民は聖帝の爲め幸福なる世にあひながら、幸福に馴れて帝王の恩を忘れたのである。

今日我日本の土地に生れて、君の恵み祖先の恩に依り安樂な世を送りつゝ、此の有り難いといふ恩を思はぬのは、丁度堯の代の人民と等しい恩知らずである。

國亂れて忠臣は現れ家貧しくして孝子出づといふ様に、困窮すれば君恩も感じ易いが、無事大平な時には恩を感じ難きものである、其處で君恩は如何に有難いかといふ事を説明して聞かせよう。

ユダヤといふ國は帝王の力が奮はず國力が弱かつた爲め、今より五十年前露國の爲めに亡ぼされて其國を取られてしまつた、國を失つたユダヤ人は、各個人が家を失つた如く居住すべき地がないので、同胞相携へて諸外國へ四分五裂と離散してしまつた、帝王を失へるユダヤ人は父なき孤の如く、行く先々にてみじめなものであつた、其内大多數は露國に居を定めたが、其露國のユダヤ人を遇する事誠に奴隸のやうなものである、即ちユダヤ人は一定の區域内に居住して此れより外には出づるを許さないとか、ユダヤ人は如何に博學多識なものであつても役人と爲ることを許さないとか、徴兵には應せしめて勞働多き兵卒とするが、將校に昇進することを許さぬ、とかいふ壓制の法の下に取扱はれて居た、尙今より十五年前には、ユダヤ人は露國より虐殺せられたり勝手に強姦せられたりといふ慘酷な目にあつたので、英國や米國等へ逃げ出した者が多かつた、然しユダヤ人中には、事情により

外國へ逃げ出すことの出来ぬものもあつたので、夫等の者は此の厄を逃れん爲め露國の役人へ巨萬の賄賂を送つて優遇の方を願つたこととである、誠に亡國の民は憐れなものである、國の力帝王の權威なき人種ほどみじめなものはない。

亦支那は三四年前共和政體の國となつたのであるが、其の國が甚だ弱いので外國より馬鹿にせられて居る、或は土地港灣を外國に借りられたり或は有利なる、鐵道、鑛山の權利を取られたり、又外國の公園に於ては「支那人と犬とは入るべからず」等の標札が掲げてあり、支那人は犬と同一の取扱を受けて居るといふことである、誠に國力弱き人民、帝王の亡びたる人民は憐れなものである、然るに吾國は建國以來萬世一統の天皇を戴き東海日出の地に卓立し、氣候温和に土地肥へて五穀も豊かに稔り、世々の天皇は臣民を愛すること赤子の如く、國內に御仁政を施かせられ國運益々發達し、明治維新以來着々と進歩し世

界の一等國となることが出来たのは、偏に我皇室の御威力の然らしむる處國民は君恩の有難いことを一時も忘れてはならない。

畏れ多くも明治天皇様が、如何に國を御思ひ遊され臣民を御愛し下されたかといふことを拜察する爲め、御製の御歌を説き示めそう。

てるにつけ曇るにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

御製の意味は誠に申すも畏き次第である、日の照り雨の降るは作物の育つ基なれど、照り過ぐれば早魘の憂ひあり、水多ければ水難の惧ありといふので、てるにつけ曇るにつけ人民のうへを御心配下されたのである、そして先帝陛下は夜御寝みになるときも、朝御起遊されるときも、雨か風かと天氣を御案じ下され、雨であれば今は雨の入らないときだのに雨が降つてはさぞ人民が困るだらう、又風がふけば、今は稻の鈴花時風が吹いては百姓が難義をするだらう、と人民の事を

御思ひ下されたのである、「よくねればねるとてのぞく枕蚊帳」といふ句がある、誠に聖恩の忝なさは慈母の赤子に對する至情の如くである。

まつりごと出でいきぬと思ひしは

ゆめなりけりな鶏のなく

御製の御意かくれたる隈もなく拜承せられて、畏さに身を措くところを知らざるまでである。

凡そ人は深く心に思ふことあれば、往々夢に見るのである、其の甚しきに至れば、夢と現との界なく、夢に驚きて目をさましはじめた夢であつたことあることもある、畏れ多くも、陛下は夜中夢とも知しめさず、御學問所に御出ましになり、内閣總理大臣の奏上し奉る國家の政治を、御聞き遊されてあると思召す折しも、八聲の鶏のなかに、いぶかしやと思召しはじめた夢であつたかと知しめしたる時の御製である、我等の安寧幸福を得せしめんと、夢にも大御心を離し賜はぬ畏さや

忝なさや、物の心あるもの誰か感泣せないものがあらうか、あはれこの二首の御製を拜誦しても、人誰れか粉骨碎身報恩の忠誠を致さぬものがあらうか、汝等よく此の話を胸に止め、夢君恩を忘れてはならない。

和歌 金言

愚かなる身にこそ更に知られぬれ

人をし捨てぬ君が恵は

君の爲め世の爲め何か惜しからむ

捨てかひある命なりせば

大かたの花をのどかに見る人の

御代の恵みを知るや知らずや

はしとらば天地御代の恩澤と

主人や父母の恩をあじはへ

義は泰山よりも重く死は鴻毛よりも軽し

第二章 雇人に對し苛酷の取扱を爲す者を説諭す

御前の處では、小僧等にむごい取り扱ひをし、この寒さにも薄着させて牛馬の様に、こき使ひ、仕事が充分出来ぬとか粗相をしたことがあれば、直にぶち打擲して叱りつけ、又は食事を與へぬ等のこともあるとやら、如何に雇人とはいふ、道に外れた使用をするとは以ての外の事である、夫れだから警察犯處罰令第二條第三十項にも、「使用者にして勞役者に對し故なく其自由を妨げ又は苛酷の取扱を爲したる者は、三十日未滿の拘留又は貳拾圓未滿の科料に處す」と規定してある、即ち御前の如き雇主に對しては、法令に依り相當の制裁を加える事になつて居る、而しながら一家の且那樣たり雇主ともあらうものが、かやうの事にて拘留處分を受けては、内に對し面目ないことであらうから、今回限り戒告に止めて置こうから、將來注意しなさい。

抑々從僕に對し苛酷の取扱をするといふのは、物の情け同情といふ心が欠けて居るからである、つまり他人の子弟といふ頭からして、思ひやりといふ心が薄くなるからである。

おもひやれ使ふも人の思ひ子よ

我がおもひ子に思ひくらべて

この歌の意味は明かである、昔、兩國の薬研堀に、松宇と云ふ俳諧師が住んで居た、或る冬の一夜、一寢入りして目を醒した松宇が、便所に行つた戻りに、不圖窓から外を見ると、思ひ掛けない初雪が、しとく降も積つて居る、固より風流を樂しむ松宇は、此の景色を他所にして再び眠りに就くことは、出来るものではない、夜の雪景色も亦一興、俳諧の樂みは此處にあると、居間へ戻ると早速に身繕ひ、「小僧々々供をしろよ」と、床の中へ這入つて暖まつた計りの小僧を呼び起し、幾らかの酒を入れた瓢箪を提げさせて、傘片手にからりと雨戸

を繰つた、見ると戶外は一面の銀世界、音もなく降り頻る雪は、風に亂れて散る花の如く、積り積つて尺にも餘る珍らしい大雪であるが、其處は風流人、「嗚呼絶景絶景、どりや向島迄一廻り、小僧出掛けるとしやうかな」と雨傘を開いて二足三足、今軒端を離れやうとした時に後から見送りに出て來た妻女は、少時と呼び止めて、何やら認めた紙片を渡した、松宇が受取つて讀むと、「我が子なら伴には連れじ夜の雪」と云ふ句が書いてある、松宇は搗と膝を叩いた、「成程左うである哩、自分は固より好きな道、假ひ夜更けの寒さも厭ふ所ではないが、何も知らぬ小僧を連れて行くことは、誠に可哀相なことは氣が付かなんだ、此の夜更けに、此の雪に、如何に風流の道とはいへ、これが我子であつたならば、決して伴には連れまいもの、悪かつた悪かつた」と其非を悟ると共に、妻女に深く禮を述べ、小僧を家に残して自分獨り出掛けたと云ふことである、是れが誠のおもひやり、即ち同情心

だ、假ひ召使ひ人と雖も矢張り人の思ひ子である、子の可愛さは、貴賤貧富の差別はない、年端も行かぬ我が愛子を、何故に好むで奉公になど出すものがあらうか、併しそれも一家の境遇上止むを得ぬのである、兩親の身になつたならば、寒さにつけ、暑つさにつけ、いとゞ不憫と可愛さが加はるであらう、若し假りに我が子が不幸にして、そう云ふ境遇になつたとしたらばどうであらうか、それを思ひ、これに思へば、幾ら他人の子だからと云ふて、無暗に叱り飛ばしたり、擲つたりして虐待は出来ぬ譯だ、譬へにも、「我が身をつねつて人の痛さを知れ」と教へてあるではないか、又「情けは人の爲めならず」と云ふことがある、人を子として愛すれば、誰か亦親として敬はざるものあらんや、で人を愛し恩を施してをけば、必ず夫れ丈の徳は生ずるものである、昔秦の始公といふ人は、愛馬を失ふて部下を捜査に出したすると岐下の野人たちが共に其馬を殺して喰んとして居る處であつた

ので、部下の吏員は此の旨始公に申上げ、馬を殺した野人共を罪せよとしたり、其處で始公は是れを聞き哀んでいふには、「君子は畜産たる馬を殺したため人を害するといふことはない、我は、馬の肉を食ふて酒を飲まなければ害があるといふことを聞いて居る、酒でも與へて之を赦してやれ」といさあそうすると野人共の喜ぶこと言ひやうなく、深く始公の恩を感じ、地獄で佛といふやうに有難がつたのである、其後始公が晋と戦つて晋軍の爲めに圍まれ、今や危急と言ふ場合になつたとき、忽ち三百人の軍勢が現れて晋軍を撃つた、晋軍は其爲め圍を解いて亂れてしまつた、其處で始公は脱れることが出来、却つて打勝て晋君を生けどりにした、此の危急を救つて始公を助けたる三百人は誰れであらうか、前に馬を喰つたる岐下の野人共であつたとは、誠に上愛すれば下勤むの格言の通りである、好く此の道理を辨へて、今少し雇人に對し恩と情とを以て、是れを遇するといふことに勤めなさい

和歌 金言

幼なき我子を奈良の里におきて

こよいの月に面影の立つ

雪の日やあれも人の子樽ひろい

汝若し忠直なる家僕を有し、汝の欲することくに勞働せしめんと思は
い、自ら家僕たれ

良主のもとに良僕あり

主人怠れば従僕勤めず

己の欲せざる所人に施す勿れ

第三章 雇主に不平を抱き自暴を起さんとする者を

説諭す

君は、肥料商會の店員を勤めて居ながら、此頃は不平を起して歸宅

し、親の意見も聞かすぶらくして居ること、父から説諭して
貰ひ度いと願つて來た、そして君が不平を起した譯を聞くと、自分は
早や三年間も正直に勤めたのに、給料もあげてくれねば、身の地位も
進めてくれず、こんなことでは何時まで此處に勤めて居てもつまらぬ
見込がないと云ふのだそう、成程一應尤も道理らしく聞えるが、よ
くく吟味穿鑿すると、まだ君等がそんなことをいふのは早すぎ
る、自分勝手な理窟である、全體人は、自分の身は少し打つても痛
のが人情三年の勤めは君にとりては此の上もなく精勤した積りでも、
もどく慾にて使ふ雇主の身にとりては、そんなこと位は其人當然の
義務で、あまり有難くは思はぬが人情である、又君の曰くは、自分は
主人の物を一文掠めた覺もなく、また時間に於ても影日向したことも
無いのに、主人は盲目同様で、自分に對し何の報いる所もない、さだ、
これまた我田引水の寢言だ、主人の物は一文も掠めず、影日向せない

のはこれも皆當然のことで、一文でも主人の物を掠めるやうなものは既に盗人じやないか、一定の給料を貰いながら、此處は主人の眼の外だといふて、爲すべき仕事を爲さぬやうなものは、自分の義務を果さぬ、實に横着極まるものである、君は唯、被雇人當然の事を爲したただけにて、自分は他に勝れたもの、如く思ひ、雇主に向つて、不平を云ふのは、甚だ謂れのないことではないか、若し君が、これよりづつと高く抜て、少くとも人二人前三年間も正しく働いて、一廉主人の手足に爲つたにも拘はらず、雇主がそれを見て呉れないで、少しもその特別の功勞を認めぬときは、「雇主の目なき、心無き人だとして、つまらぬ見込みがないと言ふのなら、やゝ道理もないではないが、果して君は其此迄勉勵力行したかどうか、少なくとも其處迄精勵忠勤しなくて居つて、猥りに雇主に不平を抱くは甚だ謂れのないことだ、若し果して雇主に對し、少くも二人前も三年間忠勤したならば、常識を備へた

る雇主ならば捨ては置くまい、よしんば雇主は常識以下の人であつて自分の多年の功勞を無視することも、社會即ち近邊の人は、決して其程の勉強家をその儘長くは捨て置かず、必ずやその人に向つて、それ丈の功勞に對する特典を與へて呉れるであらう、兎角不平を起し自暴を起す人は、遂ひに成功しない、世には些細なる事にて、自分の氣に喰はぬ事があれば、直にじれて、常識を失ふやうなものがある、朋輩から非難を受けたり、主人から小言をいはれたりすると、直に向つ腹を立て、青筋を立てるものがある、又自分の思が叶はないとて、自暴酒をあふつたり、放蕩に身を持崩すものがあり、下らぬことに、だだを捏ねるものが、皆是れ、自分の身を反省せないから起ることである、一旦の忿りに一生を誤りて、後悔臍を噛むも、既に及ばないやうなことになる。

君等青年は、若し忠告、非難、若しくは小言を受けた場合は、暫く

血の逆上するを抑へて、冷靜に先づ自分の身を反省せよ、反省することを知つて居るものは、事に觸れる毎に、その智識が進む、反省すること知らぬものは、才知ある生れつきの者でも、終に猪口才となり果てるだらう、殊に向つ腹を立てる癖のものは、なほ更謹まなければならぬ、しかし人間は、怒るべき時には怒らなければならぬ、義の爲め、道の爲め、國の爲め、君の爲めには、自分の一身を犠牲に供しても、公憤を發するが眞男子だ、唯、戒むべきは自暴である、自暴を起すものは、小さければ小さいなり、大きければ大きいなりに失敗する、人は自暴を起さずして憤りを發せなければならぬ、秀吉の初年は不運なものであつたが、秀吉は自暴を起さずして憤りを發した、八才の時父を失つて繼父に事へた、繼父の子供が二人出來たので、秀吉は十才の身を以て他家の飯を喰ふやうになつた、寺の小僧となり、人の僕となりて苦勞し、たま／＼人の武事を談するのを喜び聽いて、發憤し、轉々して辛苦を嘗

むるにつれて、志ます／＼堅く、終に信長の僕となつた、後日秀吉が天下を取る運命は、二十才になる迄諸處に流浪しつゝある間に、發憤したのに基くのである。

蘇秦と云ふ人は、天下を遊説して歩いたが、志を得ず悄然として家へ歸つて來た、すると主人が歸つたのにも拘らず、妻は機を下りすぶりむきもしない、嫂は自分の爲めに飯も炊いて呉れず、非常に冷遇せられた、然し自暴を起さずして憤りを發し、更に再び起つて、諸國を遊説したが、こんどは連が向いて來て、從約の長となり、併せて六國の相となつた、處で蘇秦は、錦を飾つて故郷に歸ると云ふ具合に洛陽を通過する、車騎輜重の行列で王様のやうだ、すると兄弟や妻や嫂等が出迎えに來ても、目を側て、視得ない、俯伏して、侍して御給仕をする、蘇秦が笑つて云ふに、「お前等、前には倨つて居たが、今度は何うして恭しいか」と嫂曰ふに、「御身の位高く金多きを見るからである」と、

これ秦が、輕易侮辱の中にも自暴を起さずして、憤りを發したるが爲めである。

君も、秀吉や蘇秦の行を味つて、辛棒すべき時は辛棒し、勤むべきは能く勤め、徒らに不平や自暴を起して、大切な青年の前途を誤らぬやうに、孟省しなくてはならぬ。

和歌 金言

雨霜にうたるればこそ楓葉の

錦を飾る秋はありけり

成せばなり成さねば成らず成る業を

成さずと捨つる人のはかなき

末終に海となるべき山水も

しばし木の葉の下くゝるなり

うき事のなほこの上につもれかし

かぎりある身の力ためさん

つとめても又つとめても勤めても

つとめたらぬは勤めなりけり

精神一到何事か成らざらん

身のはては錦でつゝむ蠶かな

三たび肱を折つて良醫となる

第四章 姑と不和の嫁を説諭す

兼ねてより、お前の家は姑とお前と折合が悪く、常に内輪が、ごてついで、荒い波風の絶間もないとの、近所界限の評判は聞いて居たが、

夫れに亦昨夜は、いつもの衝突で、死ぬの生きるのと争つた上、遂に家を飛出したといふこと、ちとお前等は心得違ひをしては居らぬか、篤と胸に手を置いて考へて見なさい、全體家庭といふものは、一小天地で、舅や姑や夫や妻や子供等や、一族のものが暮して行く本據、夫は外に出て働き、妻は内に居て家を治めるのは、昔も今も變りはない、そしてこゝには野心もなく、競争もなく、猜みもなく、貪慾もなく、亦氣兼ねもなく、たい誠があり、情があり、親切があり、安樂があつて、和氣藹々として春のやうでなくてはならぬ、體が疲れて心が痛んでも、一たび此家庭へ歸れば、一日中の苦勞は一時に忘れて、元氣も頓に直るといふ、楽しい圓滿な家庭でなくてはならぬ、そして家庭の楽しいのと、又詫しいのとは、妻たる人の務め様にあるのである。

家内中なかのよいのが寶船

心やすく世を渡るなり

で家族は丁度乗合船のよう、皆々揃つてなかよく世渡りをするのは、七福神が寶船の中に笑ひ興じて居るやうで、誰が目にも美しく、羨ましく見える、花の香を含むだ軟風に送られて、油のやうにゆつたりとした川面を、心地善くこつて行く時の、船の乗心地程心快きものではないか。

夫れをお前方の様に、姑と婦と角突き合ひをして睨み合ひ、亭主は苦蟲を噛み潰したやうな顔をして仕事に身も入らず、一日経つても笑聲一つもれぬといふのは、何たる情けない事であらう。

全體婦と姑と、衝突するのは、今時始まつたことではない、昔から世間に澤山あるためし、嫁入するときから、ちやんと覺悟をしなければならぬ筈、得て姑といふものは無理を云ふものだ、姑は五十六と年を取つて居て、今世の事は解らぬ、唯自分等の若かつた時の事をのみ覺へていて、自分の若い時はどうしたとか、今時は馬の糞見たいな髪

に結つて居るとか、女が靴を履いては見つともないとか、自分等の若い時は夫婦一所に歩くことなどはなかつたに、家の嫁は平氣であるく、あれだから不可ぬ、とか云つて、何んでも今日のごとは姑の氣に入らぬ、従つて色々な愚痴を云ふ、といふのは世間の通例ぢや、嫁たるものの勤は此處だ、此處で姑の言葉に腹を立てたり、理屈を云つたりするから家庭は満足に行かぬ。それだから嫁は、斯やうに衝突するものであると云ふことを豫めよく知つて、最早お爺いさんやお婆あさんは、先きの短かい人で、今日の事は分らぬ、誠に御氣の毒である云ふ事を承知し、お爺いさんやお婆あさんの心には逆はぬやうに、宥めて行くようにし、何事も私が悪かつたと云ふて置けば、一家は圓滿に行く。

何事も我をあやまり順ひて
まけてさえりや其身安心

と、此の心掛けを平常持たなければならぬ。

又、三度炊く飯さへこわしやわらかし

思ふままにはならぬ世の中

で、世の中の事は、雨も降れば風も吹く、花も散れば月も虧ける、といふ様にままにはならぬ、まして人間の思ふ通りにはならないものだから、何事も「我」を捨て、人に従はなければならぬ、大工が新しい家へ障子をはめるときは、障子の上をけづりては鴨居にはめて見、下を削つては敷居へはめて見、ついに障子の上下をけづりして、その障子に弓をはり、柱のゆがみにあはせて、コットリと敷居鴨居にはめる、丁度嫁は此の障子のやうなもので、舅や姑は敷居や鴨居である、障子は外から新に入れて来た道具故、工合よくはまらぬは始めより知れてある、されど障子のはまらぬといふて、家づきの鴨居を削り敷居を削りては、障子を其まゝにはめる大工はない、はまらぬ時は、新たに入り込む障子の上下をけづりて、敷居鴨居に合はせてはめる、人の家へ

入り込む嫁は、障子と同じであるから、持合が悪ければ嫁の方を削つて、姑に合ふようにせなくてはならぬ、よく此の道理を聞き分けて、新らしい心を入れ換へ、姑には孝行を盡し、夫には貞節を立て、臆て満足に子育てを爲し、寶船の心やすくと世を渡るようにしなさい。

和歌 金言

憎むとも憎み返すな何時迄も

憎み憎まれ果しなれば

善悪の人を見る目はありながら

我身の上は烏羽玉の暗

我と云ふ小さい心捨て、見よ

たいせん世界さはるものなし

撫さすり大事にするも手あぶりの

つめたうならぬうちでこそあれ

悪いことたきつけられてたぎるのを

地獄の釜の湯とや云ふらむ

鬼といふ怖ろし物は何處に在る

じやけんの人胸にすむなり

父母に不孝なれば去る

第五章 喧嘩する夫婦を説諭す

亭主も女房も、お前方は敵の生れ變りのやうに、いつもく何故そんなに喧嘩や口論をするのかい、亭主が一言云へば女房は十口も喋べる、亭主が「馬鹿」と罵れば女房は「頓痴氣」とやり返へす、亭主がすりこ木持つて立ち上れば女房がすり鉢持つて相手をする、夫婦喧嘩は犬も喰はぬで、いやもう隣り合壁の大迷惑、物笑ひの種となる、な、「似たもの夫婦」とは好く云ふたもので、一體亭主が悪いのか女房が善くないの

か、何方とも裁判は出来ぬ、警察では丸預りとして、扱お前等兩人に謂つて聞かせることがある、よつく氣を静めて聞きなさい。

楽しみは春の櫻に秋の月

夫婦なかよく三度食ふ飯

と、これは昔徳の高い人の詠まれた歌であるが、お互も知る通り春は百花爛熳で、風は暖く鳥は野邊に唄ふ、殊に櫻の花の盛りと來ては、氣も身も浮き立つて、何共云へぬ楽しい時ぢや、又秋來れば千山紅葉と云ふて、袖吹き返す朝風は涼しく、梢の柿も色づきて、立田の紅葉は錦のやう、其上清く美しいさへ渡つたる月の出た時の眺めは、云ふに云へぬ楽しさがある、夫婦なかよく三度の飯を食ふと云ふのは、春の櫻秋の月と同じやうな樂みがあるといふ事ぢや、三度喰ふ飯と云ふても、別に刺身や、照り焼や、甘煮や、吸物と、所狭き迄に並べ立てた御馳走を云ふたのでなく、夫婦仲の睦まじさを述べたものである、

一體一家の中心となるべきものは夫婦である、家庭の平和も團欒も、皆仲善き夫婦に依りて保たれるので、春風をよ／＼、花も咲けば鳥も謳ふ、和氣霽然として、笑聲戶外に洩れるやうな楽しい光景は、實に夫婦仲の善い一家の仲ぢや、亭主は一日の業務を終へて家に歸る、いそ／＼として出迎へる女房の顔には、溢れる様な笑が湛へられて、聽て仕事着を着換へる、膳が運ばれる、假令、一汁一菜、何はなくとも、亭主を慰めやうとする女房が心盡しの料理には、舌鼓を打つて褒めねばならぬ、箸の運びと共に語り合ふ話は、亭主が外で聞いたり見たりした事から、今日一日無邪氣な子供の遊んだ事から、四方山の話し、夫れへ子供が仲間入りして、亭主の笑顔、女房の笑顔、子供の笑顔、實に天國の樂園も斯やうであらうと云ふ光景は、誠に楽しい美しいことではないか、夫れをお前方の様に、亭主が悪い、女房が悪いと、つまらぬ事に喧嘩をして居ては、到底一家は楽しいものではない、のみ

ならず家業に身が入らぬから、延びて行くべき財産も延びる事なく、やけ酒の一抔も餘計に飲むので、何時もくゞ足らぬくゞで年の暮まで押し詰つて行くやうになる。

もちやつかぬ家は餅つく年の暮

もちやつかぬ家は餅つかぬなり

で、指折り數へると最早大晦日まで幾日もない、隣り近所では、何れも正月の準備に忙はしく、勇ましき杵の音が聞ゆるに引き換へて、自分の家では一年三百六十五日、ごてつきもちやつきした報りに、餅つく處の沙汰でなく、何うして此の年の瀬を越したのかと、青息吐息、頑是ない子供が、自家では何故に餅をつかぬかと、親の袖に泣き絶る、と云ふやうな情けないことになる、古い俳句に「ちやによつて常が大事よ年の暮」と云ふのがあるが、眞に平素もちやつかぬやうに心掛けなくてはならぬ、女小學と云ふ本には「夫は天にたとへ、女は

地にたとふ」といふてある、亭主は天の役で高く上につて温かい光りと情けを地に送り、地は天の情けで草木が榮える如く、女は地の役であるから、亭主のおかげで安氣に子育てをして行くといふ工合に、お互に道理に外れず、扶け助けられ、慰め慰められ、苦樂を共にし悲喜を共にし、「夫婦同士は持ち合ひ持たれ合ひ」何も亭主が悪いの女房が善くないのと罵り騒ぐことなく、互に我慢をし譲り合ひ力を合はせて、朝から晩迄一生懸命に家業に精出さなくてはならぬ。

つしまじき新年枕の心をば

いもせの道の末も忘れな

といふ、昔小將源定信といふ人の咏せられた和歌がある、

夫と呼び婦と呼ぶさへ何となく心恥かしく、末の松山するゑかけて、互に睦まじく暮そうと誓つた、新婚當時は誠に美しく、餘所の見る眼も羨ましいもので、夫婦の仲はいつまでもそうありたい、美しい樂し

い新婚當時の心をば、お互に共白髪の後までも忘れずに居たならば、決して家庭に浪風の起つことはない、お前方も、氣に入らぬ事、面白くないことがある度毎に、新婚當時の樂しみを想ひ出し、「あの時はあアであつた、こうであつた、假令どんな事が降つて出やうと、湧いて來やうと、二人の間で機嫌を害ふたり、顔を赦め合つたりすることは、斷じてしまいと誓つたではないか、あの堅い誓ひに對しても、今日此頃の情けない了簡は、お互に濟まない譯、と思ふて莞爾笑つてしまへば、それで家庭は圓滿に治まつて行き、決して犬も食はぬ夫婦喧嘩に、近所合壁の物笑ひとなるやうなことはあるまい、好く此の道理を辨へて、將來必ず忘れぬやうにし、そして何時も、家庭には暖かい春風が吹き楽しく暮すやう心掛けなさい。

和歌 金言

おそろへし愚痴と短氣の胸の火が

われと我が身をこがし焼餅

睦まじき夫婦の仲は千代八千代

子孫さかえてはんじやうぞ姥

我が善きにかゝの悪きはなきものと

かんにんするが家のふく徳

女房は愛する物と知りながら

晝は粗末にせしぞおろかや

婦人の美德は沈黙を守るにあり

家庭の天使は婦人なり

男子は智識あるべく女子は溫柔なるべし

夫婦は猶ほ鉄の如し相結んで固く離れざるのみか時に反對の方向に行くことあらんと雖も他人若し其間に入れば左右乍まち接近し

て之を切斷し去るなり

夫婦節して天地和し風雨節して五穀熟す

第六章 父母に孝養を怠る者を説諭す

今回御前の老母から説諭願が来た、書面の趣きに依れば、御前は一年前當地の紡績會社に出稼ぎに来たそうであるが、爾來金を儲けても一文も親元へは送らず、金を送らねば歸國せよと、手紙を出しても歸りもせず、親元では老人兩人で、もはや足腰も不自由、それに先月からは、父親が病氣で、喰ふにもこまる心細い場合だといふ、そして近頃歸國せよと、再三手紙を出しても御前は返信もやらないとのことだ、さて、何といふ不幸者だらう。

ちと冷靜に考えて見なさい、幼い時は父を慕ひ母を戀ひ、片時も其傍を離れぬようにと、外出する父の後を追ふてはむづかり、母の影を

見失ひては泣き、膝に抱かれ肩に縋り、ひたすら父母を思ふより他心なく、寝ても覺めても父母でなければならなかつた身の、追々成長して手足がのび、今は相當金儲けの出来るからだとなつたのも皆父母の御蔭げ、然るに追々年月を重ねるに従つて、斯程迄戀ひ慕ふた父母の御恩を、忘るゝともなく何時しか忘れ果て、父母の難義を思はぬとは、誠に淺ましい不孝者といはなければならぬ。

「這へば立て、立てば歩めと親心」夢にも幻にも我子の行末を案じ、子供の爲めには馬鹿にもなり、恥じもかき、金も費ひ、骨も折り、あらゆる苦勞と心配をして、其歳迄育てあげて呉れた父母の御恩は、誠に海よりも深く山よりも高いといはなければならぬ、朱子は曰く、孝を行はざるものは人に非ずと、眞に此の父母の恩愛に對し、孝行の出来ぬやうな者は人とはいはれぬのである、烏に反哺の孝あり、鳩に三枝の禮ありといふて、烏は子が大きくなると今度は親を養ふ様にな

る、鳩は木にとまるとき、親鳩より三枝下つてとまり親を敬するといふではないか、まして萬物の靈長たる人間が、親を養はず孝行をなさぬといふては、人間にして人間の資格なきものといはなければならぬ、孔子は曰く、「夫れ孝は徳の本なり教の由つて生ずるところなり」と孝は萬善の基いで、孝道正しければ仁義禮知信の徳も厚く、君臣夫婦兄弟朋友の道も行はれる、第一親に孝行の盡せぬやうでは、何事も成就することは出来ない、夫故古への聖人賢人は、皆親に至孝であつた、今其實例を二三話して聞かすから、深く頭腦に刻み付けて置きなさい。

隋の陳公と云ふ人は繼母に事へて大孝であつた、母が病氣になつたとき、牛肉が喰いたいといふた、處が當時牛を殺すことを禁せられて居たので、牛肉を求めることが出来ぬ、其處で陳公は、己れの股の肉を切つて、炙物とし、牛肉だといふて母に進めた、母は悦んでそれを食ひ、忽ちに病氣が癒つたといふことである。

吳猛といふ人は八歳の時から親に孝であつた、家が貧しくて蚊帳がない、吳猛は、父母の膚を蚊が刺すのを悲みて、毎夜己は裸にて寢、家内中の蚊が集まつて膚を刺しても、こらえて居て追ひ拂はない、もし拂はゞ父母のところへ行くだらうと思ふたためである、其孝心は感服の外ない。

後漢の張禮と云ふ人は飢饉の世に、母を養はんが爲め山に入つて薪を拾つて居た、するとたま／＼山賊どもが出て来て張禮を殺して喰ふとする、張禮が曰ふには、吾に一人の老母があるが、今朝まだ食を喰はない故、吾は母に食を與えて来る、直ぐ歸るから小時待つて下され、と涙を流して頼んだ、そうすると弟の張孝と云ふ人がこれを聞いて馳せ來つて云ふには、是れは吾が兄である、兄は母に孝養する志が深い故瘦せて居る、吾は肥えて肉も多い故、願くば吾を殺して兄を助け給えと、涙を流して云ふた、すると亦兄は、吾は始めより死する場合で

あつたから、弟を助けて吾を殺して給えと、交る交る泣きついたので、大悪不義の盗人どもも、二人の孝心に感じ、却つて二人を助けて家に歸らしめたといふことである。

かような例を話せば限りはないが、孝の爲には賊も感じ神も動く、「忠臣は孝子の門より出づ」で誠に孝は徳の本教の生ずる處であるから、百事抛つても孝養を盡さねばならぬ。

撫さすり大事にするも手あぶりの

つめたうならぬうちでこそあれ

てあぶりは火のあるうちは、撫で廻はして大事にするが、若し火が消えたなら、なでさすつて大事にする効がない、親に孝行するのがそれと同じで、生きて居る中に撫で廻して大切にせぬと、死んで冷たくなつてから、幾ら孝養盡くそうとしても仕方がない、「木静かならんと欲すれど風歇まず、子孝ならんと欲すれど親在さず」、丈夫の中に孝行

をして置かぬと、何時かは悔ゆるも詮なき事となる、「孝行のしたい時分に親はなし」と、川柳にもいふてある、老少不定、今日あつて明日の知れぬは人間の壽命である、のみならず人間の壽命のみは年寄つた者が先に死んで、若い者が後から死ぬと定まつたものではない、親に先へ死なれたなら、充分の孝養は出来ないのに、自分が親に先つて死んだならば、猶更の不孝である、今日あつて明日ない生命、一日も早く歸國して、力の限り親に孝養を盡しなさい。

和歌 金言

孝といふ守りをつねにはなさずば

いかな悪魔もより付かぬなり

父戀し母戀してふおさな子の

心を常に忘れずもがな

今のみと思ひて親に仕へよや

定めなき世に後はしれぬぞ

孝行は六ヶしい事と思ひしに

唯はいくといふが孝行

第七章 兒童の教育不良なる母を説諭す

今朝御前の宅前を巡廻すると、幼兒が打擲されてしきりに悲鳴して居た、處が繼子いじめでもするのではないかと、立止つて様子を窺ひ、尙近隣でも尋ねて見た、處が繼子ではない生みの實子で、やつと四才の坊を、あのやうに嚴罰し、苛責することは、毎日だといふことを聞いたから、一應御前に説諭する次第である。

抑々兒童は天真爛漫で、實に純白なる一葉の紙のやうなものだ、此れから仕上げる畫の書きやう一つで、値も出来れば癡りもする、玲

瓏玉の如き兒童を立派な人にするも、懶墮者や愚者にするのも、皆親の育てやう一つだ、僅か四歳許りの小兒を打擲しても、小兒は何故に打たれるかを解することは出来ない、徒らに小兒に悪習慣を付け、性質を不良に導くやうなものだ、子供の育て方は仲々愚かには出来ない、實例を以て解るやうに話して聞かすからよく御聞きなさい。

孟子といえは世界の賢人で、女も年寄りも知らぬ人はあるまい、此の孟子は幼い時、父なくて母のて一つで育てられた人だ、最初孟子の住んで居た處は墓場に近い家であつた、當時孟子は四五才であつたが、毎日墓場で亡き人を送りて泣き悲む様を見覚え、あそびにもそのまねをした、母はかねて孟子を學者にしたいと思ふて居たから、子供をこふいふまねをする處にて育てるのはよくないとして、立ち去りて市のほごりに生まれた、すると孟子はまた商人の賣り買ふわざを見覚えて、あそびにそのまねをした、母は是れを見て此處も子を育つる場所ではな

いと思ひ、更にまだ去つて學院の傍に遷られた、すると孟子は、學院で學生が禮儀作法を習ふのを見覺へ、宅であそぶにも、禮器をつらぬて威儀進退のまねをした、母はよろこびて、「これぞ子を育つべき所である」といふて、遂にこゝに家居を定められたといふ、これは名高い孟母三遷の教えといふのである。

また或時、孟子が東隣りに猪の料理したのを見て、「あれは何のためにするのですか」と問ふ、母は、ふと戯れて、あれは汝に喰はせんためである」と答へられたが、直に前言を悔いて思はれるには、古の婦人には子のために胎教といふて、うまれぬ前より教ふる道があつたといふのに、今自分は、この子のまさに智慧づきつゝあるのに戯言をいひ聞かせたのは、まさしく詐を教ふることになる、かくては相ならじとて、竊に猪の肉を買ひて、孟子に與へられたといふことである。そして孟子がやうく成人して來たから、他郷に學問させに出され

た處が、未だ成業にならぬのに途中で、孟子は郷里へ歸つて來た、母は折ふし機を織つて居られたが孟子を見て、「何しに歸り來つたのか、又學問は何れ迄進んだか」と問はれると、孟子は、「學問は途中でありませんが、母上がこひしくなりました故やめて歸りました」と、いふたので、母は、刀を取りて、その織物を斷ち截つてしまはれた、孟子は驚いて其わけをとへば、母のいはれるには、「汝が惰りて今學問を棄つれば、丁度此の機のやうなものでもう役には立たぬ、それ君子は學びて名をなし、問ひて知を廣む、よりて、身つねに安くして禍なし、今汝學問を爲すことなくば、後には下賤のものとなつて、人にさし使はるゝばかりで憂を免るることは出來ない、さうなればこの織る機の中斷して、すたるのと異はないではないか、女は業を勤めなさずして棄てば、身をやしなふ道がなからう、男は徳を修めずして惰らば、後どうして善き者となれるか、もし盜人とならずば奴となりはつるより外

はないだらう」と諭された、そこで孟子は、母の教が勝たにしみ込み、それより學を勤めて止まず、遂に世界の大儒となれたのである、誠に孟子の立身出世したのは、偏に母の教育の良かつた爲めである。

是れと反對に母の教育が悪く、兒童に過ちのある時、あまり之れを打擲するのは、痴愚者を養成するやうなものである、其實例を話せば、或る軍人の家で、子供に過失があると、直ちに之れを打懲らすのが例であつた、太郎でも次郎でも、少しく兩親の氣色に觸るる時は、待つて居る、今拳骨をやるから、

と、云ふより早く目から火の出さうな鐵拳が飛んでくる、殊に父親は平常擊劍で固めた腕で、力任せに歐打するのであるから、子供等は實際目が眩む程である、

斯かる懲罰法は頗る効力がある、長ずるに随つて子供の癩だらけの頭腦は益々鈍くなり、眼睛は惘然として腐敗せる魚の目の様になり、

口元は縮りがなく、宛も、ばねの外れた墓口の様であつた、固より判斷力も思考力もある筈がなく、「兄弟馬鹿」と云ふ、近所評判の名物男となるやうになつた。

馬鹿物を製造するには此方法を實行するに限る、拳骨の機能は中々賣藥などの及ぶ所ではない。

また兒童に對して虚言を云へば、疑ひ深き子供を養成するやうなものである、

義一に今回禮二と云ふ弟が出来た、義一は不思議に堪へない、そこで父に向つて、

お父さん禮二は何處から來たの？

父親は口から出任せに、

禮二は山から飛んで來たのだ、

義一は更に疑惑の雲に蔽はれた、

どの山からとんで来たの？

父そうだね、お父さんが飛鳥山の公園を散歩して居たら、大きな松の木の上から飛んで来たから連れて来たのだ、

義一は成程そうかと思ひ、早速姉や友輩ともだちに其事を告げた、姉は其を聞いて腹を抱へて義一の愚を笑ひ、且つ禮二の山から飛んで来たのではなく、母さんのお腹から生れ出たものである事を話し聞かせた。

此時以來、義一は父の言ふ事を少しも信用しない、父親が如何に眞面目に話しても、義一は中々承知しない、お父さん嘘でせう、禮二は山から飛んで来ませんもの……

かやうにして義一は、己れの父親すら信用する事が出来ない故、他人は猶更信用するに足らぬと思ひ、如何なる事にも疑い深い人間となつてしまつた、と云ふことである、是れ皆親のしつけ教育の善惡に依るのであるから、子が可愛くあり大切であつたなら、今後注意して徒ら

に打擲することは止めなさい。

和歌 金言

親は過去わが身は現世子は未來

後生大事と子をば育てよ

白かねもこがねも玉も何せむに

増れる寶子にしかめやも

思ひやれまだ鶴の子のおひ先を

千代もとなづる袖のせばさを

第八章 繼子いじめをする繼母を説諭す

聞けば、お前は後妻に來た者で、一人の十二才になる雪とか云ふ繼娘があり、お雪は温順しく學校もよく出來るといふのに、お前は繼子いじめをし、無情なことをするそうだ、近所では、繼子に御飯を惜し

むそうだとか、病氣になつても手當をして遣らぬとか、亭主の留守には、夜中に幽霊になつて繼子を驚すとか、様々の評定をして居る、よもや左様なことはあるまいが、兎に角お雪には親切が缺けて居るやうだ。全體繼子にせよ、貫子にせよ、亦拾ひ子にせよ、親と言はれ、一つ釜の飯を喰ひ同じ井戸の水を飲み、朝夕同じ家に住まつて行く者が、憎んだり憎まれたりする筈のものではない、一河の流れ一樹の蔭、之れも他生の縁とやら、まして親子と名の付くものは、深き縁あつて、再會したものなれば、左様な淺ましき心は出されるものではない、夫れが慾の間違了簡違ひから、思掛ない間違が湧いて出ることは情けないことじや。

はる／＼と安達が原に行かずとも

こゝろの中に鬼こもるなり

昔は、鬼と云へば直ちに安達が原の鬼婆を想ひ出させたものだ、左

の手に可憐なる乙女を押へ付け、血に汚れた庖丁を逆手に、皆をきりりとつるし上げ、耳まで裂けた口から、大蛇のやうな舌を出して物凄い笑を洩して居る、見るから凄しい形相！一目見るさへ身の毛の竦つ程である、併し其の怖しい鬼は安達が原まで行かずとも、銘々の心の中に這入り込んで居る。

嫁を刻む鬼姑、姑を邪魔にする鬼嫁、繼子いじめに貫子殺し、親泣かせに奉公人泣かせ、と云ふやうな鬼が澤山に住んで居る、お前もそろ／＼と角が生え、目や口が鬼に似て來たやうである。

丁度お前の様な繼子いじめをした實例があるから、一つ話して上げる、好く身に較べて聞きなさい。

これは東國の事であるが、相應にくらす百姓があつた、夫婦の中に娘一人、其外めしつかひの下女下男もをいてあつた、其の娘が十三才になつた時、母親が風の爲めに打ふし、わづか五七日で相果てること、跡

は父親と娘、親類村内から、後妻をいれよとすゝめるけれど、彼の亭主の了見では、後妻をむかへて自然繼子繼母の中が、むつまじう行ぬときは、我も苦勞し、娘も亦不便なり、何とぞ此のまゝ娘の成人を待たんと、餘ほど辛棒はして見たれども、何分娘の年端はゆかず、家内の取締も出来ないもので、據なくあれこれ聞あはせて、近村から相應の人を迎へとり、家内の世話をして貰はれた、時に此の後妻は甚だ深切に娘を養育する、娘も亦母様々々といふて慕ふ、ソコデ亭主も大いに安心し月日をおくるうちに、彼後妻が懷妊をして、ほどなく一人の男子を生んだ、處で親は喜びの中にまた氣にかゝる事も出来て、後妻がうみの子を可愛がつて、先妻の娘をにくむやうになつたらば、至つて困つた事じやと、案じわすろうて居たが、案じるより生がやすいと、實子が出来てのち、益々繼子娘を可愛がる、中々わけ隔ては見へぬ、これで父親も大に喜び、親子四人睦まじう明し暮して、娘は十七歳に

なり、男子は三歳に成つた、ある夜の寢ものがたりに亭主が云ふには、娘も早や十七になつたれば、今は牛にも馬にもふまれる氣づかひはな、く、依つて思ふに、どうぞ能い聲をもらつて、此家をゆづり、此方夫婦がその子をつれて新宅でもかまへ、心やすう世を送くらうと思ふが、こなたは何んと思ふや？、ソコデ女房が、それは何より有がたい事、私もはやう隠居して世事の世話が助かりたい、どうぞ早やう聲を貰らうが好いと、機嫌よく承知した、亭主は大いに安心して、夫より一月ばかり立つて用事につき、一夜どまりに他處に行つた、其夜はいつもの通り、繼母も娘もめしつかひも、夫夫のよなべ仕事、寢時分から、主人の不在中とて、下女下男はこそく遊びに出て行きあとには、母おやは小兒に添乳してねる、娘も部屋へ入つてねる、夜はしんくと更わたつて、七ツまへと思ふ頃、かの繼母が寢處からそつとぬけ出、そこらのたすきを取つて娘の部屋へしのび込み、よう寢て居る娘の首

へ、かのたすきを巻き付け、力にまかせて、締ころさうと仕た、思ひがけなき事ゆへ、娘は驚きさま、襷に左右の手をかけて締させまいとする、母親は乗かゝつて締殺そうとする、燈は消へて真くらがり、母親も聲を立てず、娘も驚いて聲は出ず、狼の喰合ふやうに上になり下になりつかみ合ふたが、とうとう母親が娘のたぶさ髪をつかんで、うらの方へ引ずつて出る、隣は遠き村の事、折ふし其夜は眞のやみ、半丁ばかり引ずつて出たが、側にある野中の井戸へ、かの娘を投込うとする、娘は井戸へ入るまじと母親に取つくを、踏たふしかいつかんで、井戸の中へ難なく打込み、跡をも見ずして、母親は家に歸り、そこら取片付け何氣なき體で寢居つたとは、おそろしい繼母のふるまゐ、四年このかた中のよかつた親子が、忽ち手の裏かへすやうに、毒惡な鬼のやうな心はどこから來たであらうか、タツタ一夜の寢物語りに、娘に聲を取つて家をゆづらうと云ふた亭主の一言で、此恐ろしい心にな

つたのじや、なせなれば、たとへ新宅構へでも、聲や娘が大事にもせう、若し亭主が目をふさいだら、娘は先妻の子なり聲は近頃の入人なり、我身は後妻のことなり、小さい者はあるし、必ず聲や娘におひ出されて、口惜しい日を送るであらう、さればとて聲をとる事はよしにしなされといへば、繼子娘を憎むやうで亭主への聞えもわるし、どうぞ我がうみの子に跡をとらせ、亭主はななくともかまじと將軍で威勢ばり、おのれがまゝにくらしたい、と惡念がきざしてより、どうぞして繼子娘を人知れず失ひたいと、此々十日よるも晝も、ねてもさめても、念々此に在つてわすれず、遂恐しい志になつて、娘をころしたのじや。處がかの娘は罪なくして繼母の手にかゝり、井戸中へ投こまれたれば所詮たすかるべき道はないが、天の助か悪い事をせぬお蔭か、不思議にこの娘は助かり、井戸の中より、助けを叫んだ爲め、翌朝近所の人々が引上げて、家へと昇こみ、醫者よ鍼よと手當をした爲め、生氣づ

き口もさけるやうになつたので、親類隣家の人も喜こび娘を中に取りまいて、どういふ譯で井戸の中へ落ちたのじや、と口々に問ふた。一方母親は、蘇生したと聞いて胸を冷し、もう逃げ出そうか、井戸へ飛こまうか、どうしたら能からうと胸は早鐘を撞ごこく、惡の報いに責められた。

處が此の娘は、殊の外孝行な娘で、父親や親類に問はれても、昨夜はいつもの通り寢入つたのが夜中に、何か、こわい夢を見ました、これはと思ふて目がさめたら井戸の中へおちてをりました、それから助けてよんだ事は覺えてゐますが、其後の事は覺へませぬ、と云ふて居るので、一同は繼母の仕業とは知らず、夫れでは狐にでも化かされただらうと、一時おさまりがついた。

其後かの娘は是ほどのくるしい目にあうても、さらに色目にも出さず、繼母はもとより是れが知れては一大事と、おくびにも猶出さず、父親

は何も知らず、親類はわけが分らずいたが、こはいものじや、村中でうす／＼評判が立ち、あの井戸へはまつたのは、繼母のしわざじやと、爰でもかしこでもいひ、遂警察の耳に入つて召取られ、包む事が出来ずして白状し、殺人未遂で重き懲役の身となり、再び亭主の許へ歸る事も出来ず、一生難義をして世を果て、一方娘は其孝行を褒められたと云ふ例がある。此の繼母が、繼子を殺してかまど將軍となり、我儘をせうといふ身最負身勝手な心は、却つて我身を亡ぼす元となつたのだ、「世の中を四尺五寸となしにけり、五尺のからだ置所なし」で、タツターツの了簡ちがいで、忽ちひろい世界も身の入れ處のない迄に狭うなる。

又名高い話して承知もして居らうが、支那に、閔損と云ふ人があつた、閔損の幼い時に實母は死なれたので、父は後妻を迎へられた、處が間もなく後妻には二人の子供が出来た、其處で閔損の母も繼子いじ

めを始めて、二人の實子は可愛がり、閔損をば憎んだ、或る冬の寒い日、閔損は父と一所に馬車にのり、平索を採つて行つたが、凍へて平索を墜してしまつた、父は一度び閔損を叱つたが、閔損は凍へて覺へなしになつて居たので、どうしてこんな凍へるのかと思ふて、損の衣物を検査せられた、すると、損の着物は厚いやうでも、綿入れてなくして、蘆の花が入れてあつたので、父は痛く立腹され、後妻を責めて之れを逐ひ出そうとせられた、處が損は至つて孝行者で其時泣いて父に頼んで云ふに、母があれば、私一人凍へるのみですが、母がみえなければ二人の弟も共に凍へます故何卒、母は家に止まつて貰いたいと、頼んだので、遂父親も勘辨をせられた、それから後損は益々繼母に孝行をつくすので、遂繼母も自分の了簡の、淺墓であつたことを悔い、自ら恥じて、三人共に可愛がり、繼子いじめは止められたと云ふ事である。

此外繼子いじめをした話は、芝居や小説に、數多くあるが、皆身勝手な了簡達ひで、其果ては自からざんげするか、一生難義するか、我身で我身を亡ぼすやうなことになる、人をいのらば穴二つで、臆て我身に其むくわがくる。

お前も是等の人々に鑑みて、志を改め、子は子として親の愛と慈悲とを以て、教へ育て立派な一人前の人と爲すのが勤めである役目である。

和歌 金言

かすもなき子を賣る人もありと聞く

親ではなふて鬼の再來

人の親の心はやみにあらねども

子を思ふ道に惑ひぬるかな

第九章 兄弟争ひを説諭す

君等兄弟は、父逝かれて未だ一週期も來ず、墓所の土も未だ乾かぬ内に、早くも遺産の分配争ひを始め、兄弟共に額に青筋を立て、睨み合ひ、敵や味方と怨みを募らせ、恰も瘦せ疲ひたる犬や猫が、一片の魚肉を奪ひ合ふやうな其様は、誠に見るに忍びない、淺ましいことではないか。

兄弟が田を分け取りの争ひは

たわけものどや人の云ふらむ

田を分け取りの争ひであるから、たわけものど人が嘲り笑ふのも尤もなことだ、慾に眼のくらんだ者ほど、見苦しい下劣なことはない、能く考へて見なさい、父母亡き後は兄弟互に心を合せ、氣を一にし力を共にして益々家運の隆盛を圖るのが、亡き父母への孝行である道である、

ある、お互兄弟姉妹と云ふ者は、父母の血肉を分ちたるもので、もともと一本の幹から出た枝葉の如きものである、されば其の互に中睦くすべきは、固より當然の事であらう、全体兄弟姉妹は、年齢も左程に差はず、父母よりも一層永く此の世を共にするものであれば、互に角突き合いをして反目するのは、誠に愚の至りと云はなければならぬ。

昔し毛利元就が臨終に、子供等を枕邊近く寄り寄せて、矢は強くとも一本なれば折れ易いが、數本一束となれば折れ難い、兄弟も矢の如くに互に心を合せて一致したならば、夫れほど強い事はない、と教へた事は、小學時代から承知して居るだらう、元就の二子吉川元春、小早川隆景は親の遺言を能く守り、兄弟互に力を戮せて、元就の孫輝元を輔けたから、毛利氏の威勢は益々四方に震ひ、山陽道の大名となつて居ることが出来た美談は、何人も普く知つて居る處で、君等兄弟が宜しくお手本として、相戒むべきことである。且つ兄弟姉妹は父母の目

から見れば、何れも同じ己が子である、故に其の中睦じく暮すのを見れば、如何ほど心喜しく思ふか知れぬ、父母が亡くなられた後と雖も同じ事、兄たり姉たるものは、能く弟たり妹たるものを憐み救ひ、弟たり妹たるものは又能く兄たり姉たるものを敬ひ助け、共々榮え行くのが、兄弟の情義又父母に對する孝道である。世に兄親と云ふことがある、父母が早く亡くなられたときは、兄は親に代りて弟や妹の世話をして養育するものである、又弟や妹は、兄を親と視做し、父母に事ふる心得を以て、兄に事へなくてはならぬ、斯の如く互に友愛の道を重んじたならば、兄弟争ひなどの出来る筈はない。

埋火のあたり長閑にはらからの

まごゐせし世ぞ戀しかりける

此れは老いて後に昔の兄弟たちのことを思ひ出られた感である、埋火のほとりに集り、ゆるりと打くつろいで兄弟雑話などして遊んだ昔が

甚だ戀しいとの義である、お互に幼い時は父を慕ひ母を戀ひ、片時も其傍を離れぬやうにと、外出する父の後を追ふてはむづかり、母の影を見失ひては泣き、膝に抱かれ肩に縋り、紅葉のやうな手を差し伸べて火鉢にあたり、同じ蒲團に兄弟抱き合ふて寝た時分の、無邪氣ないじらしさを思ひ浮べたなら、今更兄弟争ひの淺ましさに、恥かしく外へも出れぬ心持ちがするであらう。又

あさるとて己が友よぶ庭つ鳥

とりにもしかず人の心は

あさるとは食を求めること、庭鳥は餌を求るのが、何よりの樂みで、日がな一日食を求めて居るが、よい餌をみつけたときは、コツコと友を呼んで共に喰ふ、鳥の友愛すら斯の如きに、まして人たるものが、我慾を主張して、兄弟争ひをするなどは、鳥にも及ばぬ歎かばしい事である。

和歌 金言

怖るべし慾の焔のはげしくて

我が身も家も人も焼くなり

我といふ心の鬼が募りなば

何とて福は内に入るべき

鹿を追ふものは山を見ず

一斗の粟尙ほ春くべし

三年父の道を改めざるを孝といふべし

身を立つるは孝悌を以て基となす

第十章 女色に溺れ自由結婚せんとする者を説諭す

お前は青年會でもなか／＼品行もよし、學問も出来る、家業の手傳もするといふ話しであつたが、此頃父の願出によると、村の丸八工場

の工女お花とかいふ娘と、不義の交を結んで、親等の許さぬのに、妻として迎へるとかいひて、親や親戚に心配を掛けて居るそうだが、それは好く考へ直さなくては不可ぬ、兎角身を過るものは色慾だ、一休和尚の歌に、

兩眼のあきらかなるを持たながら

女にあへば目なしとぞなる

とある、誠にそうである、目なしになるから親の意見も解らぬのだ、「様と寝ようか五千石取るか何の五千石様と寝る」と歌ひ出し、覺めての後、誤つた、五千石欲しかつた、と分別しても最早追付かないことじや、よつく心を落ち付けて聞きなさい、「少年の時は血氣未だ定まらず之れを戒むること色に在り」と、孔子聖人も切に戒められた、お前も此の戒めを好く守らなければならぬ時だ、殊にお花の容貌の好いの惚れ込んで居るとかだが、其の容貌が危いものだ、「笑靨の中に

は家藏を没す」で、昔から女の爲めに家を亡ぼし、國を亡ぼした實例は澤山ある。闇の幽王は褒姒と云ふ美人を寵愛して居られたが、此美人はなかく笑はない、其處で幽王は、どうかして笑顔が見たいと思ふて色々にして見たが、さつぱり笑はない、其當時外敵が來ると烽火を擧げて兵隊を召集するといふ事になつて居た、幽王は美人を笑はす爲めに或日烽火を擧げた、すると國內から部下の兵隊が、大事件でも起つたと思ふて、集つて來たが、何事もないので呆然とした、其處で美人が之れを見て非常に笑つた、幽王は之れを喜んで亦たびく烽火を擧げて笑ろうとしたが、遂には、兵卒も馬鹿らしいので集まらぬやうになつた、夫れ故か其後眞の敵が攻めて來た時にも、烽火で兵卒を集めることが出來ず、幽王は殺され、美人は虜になつて、世の笑物となつたといふことである。平井權八は立派な武士であつたが、小紫の色に溺れて遂ひ人殺しをするような悪者になつた、女に迷つて不運に

陥つたもの、實例は、日々新聞の三面に出てをるのはお前も承知してあらう、人間といふものは慾の深いもので、僅か一錢で梨を一つ買ふにも、箱の中からなるべく大ききうな、甘きうな、美しきうなのを選んで取るではないか、一錢の梨一つでそうなのに、まして人間一生添ひ遂げる妻は、經々しく定めをすることは出來ぬ筈、親や親類とも相談し、先方の家柄から、教育や藝や氣性や品行や、一から十迄能々選んだ上定めなければならぬ、それに私通するやうな娘では、品行の程も疑はれるではないか。歌に、

氣も知つて顔にはかされ嫁とりて

あとで後悔すれどかへらず

とある、唯だ美しい容色に魅せられて、うかくと結婚したはよいが、其女が顔と心とは雪と墨程の違ひで、朝寢はする、晝寢は好き、買喰もすれば、金棒も曳く、夫は勿論舅姑をも尻に敷き、仕たい放第

の氣儘放埒、隣近所の憎まれ者や笑ひ者となり、延ひては家庭の平和を紊し、親類交際まで御免を蒙られるやうになる、眼が覺めて離縁を仕様とする時は既う遅い、お腹は大きくなる子は生れる、止むなく泣寝入りとなつて一生苦勞せねばならぬ、「女房の悪いのは六十年の不作」だといふ、妻を迎へるには容姿より心の美くしいのを選ぶのが何よりの肝心ぢや、よつく此話を味つて、篤と考へ直し、親の意見を聞かなくては不可ぬ。

和歌 金言

女房は辨財天とうつくしい

美人といふも皮のことなり

化粧して顔はきれいにみゆるとも

心きたなき嫁はめとるな

色をこのむ心にかへて道しれる

人をしたはハ人となるべし

身を忘れ十重も二十重も迷ひけり

一重の皮の美しきには

色といふうはべの皮にはまりては

世を渡らずに身を沈めける

女は顔色の美なるを尊しとせず、其行ひ正しくして、徳のす

ぐれたるを淑とす

家貧しければ良妻を思ふ

第十一章 喧嘩したる者を説諭す

君等二人は相撲見物中、一方が足を踏んだとか、踏まれたとか、僅かの事に腹を立て、顔赦からめ争ふて罵り合ひ、聲も荒らゝかに口角泡を飛ばして口論し、忽ち人山築いて物笑の種となり、よき恥ざらしを

して果ては、警察の手を煩はす、誠に淺ましい輩だね、ちと物事は考へてやりなさい、僅か足指を踏まれた位、勘忍して居たらどうだ、亦たとへ自分にふんだ覺へがなくなると、「お前が踏んだな」と云はれたら、遂い土儀場に夢中で粗相致して濟みませんと、一口詫びて見たらどうだ、夫れ丈で事は起らず無事平穩、何も雙方損も徳もない事じゃ、兎角喧嘩は口から始まる。

いさかいは實に山彦のこだまかや

我が口故にさきもやかまし

で、山に入つて大聲を擧げると、人あつてそれに應ずる如く、我が聲と少しも違はぬ聲が彼方でする、それが即ち山彦のこだまと云ふので、畢竟我が聲の反響である、喧嘩口論が矢張りそれと同じやうなもので、對手が馬鹿か氣狂ひならばいさ知らず、然らざれば此方が黙つて居るのに、がみ／＼突掛つて來る者はよもあるまい、此方からくだ

らぬことを強く口に出すから、彼方も負けず劣らず罵り返へすのである、口も山彦のこだまのやうに、我が口故にさきもやかましいのだ、つまりぬ喧嘩は雙方共、負けて置くが勝た、相手にならぬが勝た。

敗けて退く人を弱しと思ふなよ

智慧の力の強い故なり

で、腕の力より智慧の力の強いのが勝ちだ、喧嘩に敗けて置くのは智慧の力の強い故じや、三井寺の鐘を自由に扱ふた辨慶でさへ、智者の義經には勝てなかつた、徳川家康は五十幾度の戰場を往來したが、戦に勝つたことは僅か三四度に過ぎない、何時でも戦つては敗れ、敗れては逃げたが、遂には當時の群雄を統御し、天下の争亂を一定して三百年の天下を取つた、戦に敗れたからといふて決して家康を弱い奴だと罵る者はあるまい、智慧の力の強いのは其處だ、つまりぬ喧嘩口論に勝つて、「俺の一喝に縮み上つて了つた」なぞと、自惚れて居たな

ら大間違、智慧の深き相手は、「今に見よ、お前の頭の上らぬやうにして遣るぞ」と陰で冷笑つて居るであらう、夫れだから僅かのごときは勘忍しなくては不可ぬ、「堪忍は無事長久の基」と、東照公の遺訓にも出て居る、彼の赤穂義士の一人、神崎與五郎が愈々江戸へ下る際、三島の宿で馬子の丑五郎に、詫び證文を入れた話などは君等もよく知つて居るだらう、若し彼の場合神崎が、馬子と詰らぬ喧嘩でもしたならば、武士に似氣なき振舞と、後の世まで物笑ひの種を蒔いたかも知れぬ。支那に韓信と云ふ人があつて、家貧く常に長大劔を腰に差して歩いた、或る日淮陰の少年等が、信の通行する路を邪魔して、「お前其劔で人を切る勇氣があるなら俺等を切つて見よ、よう切らぬとあらば股の下をくぐつて行け」と、喧嘩を吹きかけたが、信は忍耐して、少年の股の下をはつて通つた、すると一同の者はどつと笑つて信の腰抜けを罵つた、が信はかやうに勘忍強かつた爲め、終ひには前漢の大將と迄なつ

たのだ。

堪忍は必ず人の爲めならず

つまるところは己が身の爲め

と誠にそうである、昔、西國に一人の大名があつて、臣を愛し民を憐み、又と得難い賢明な大名であつたが、唯だ一つの缺點は非常に氣短かな事である、譬にも「短氣は損氣」とやら、其の爲めに思はぬ失敗を招いて後悔せらるゝ事が數々ある、或る時其の大名が臣下の一人に命じて、人生に最も必要なる寶を天下に求められた、命を奉じた臣下の一人は、遍く諸國を經廻つて其寶を捜し歩いたが、さてこれぞといふものを見出すことが出来ない、尋ねあぐんで或る日のこと、或町を通り乍ら不圖見ると、兎ある商店の軒先に「堪忍の智慧袋」といふ看板が掲げて有る、堪忍の智慧袋！之こそ我が殿の爲めに此上なき寶である、直ちに其の店に立ち寄つた、「堪忍の智慧袋を一つ求めたい

が代は何程か」「一袋千圓でムいます」如何な智慧袋でも千圓とは法外ぢや、少しまからんかな」「どう致しまして決して掛値はムいませぬ、千圓でも實はお安い位、用ゐる處に依りましては何萬圓にでも當ります」店員の返事は素氣ないものであつた。

値の高いのに驚きはしたが、何を云ふても天下の至寶、求め歸つて國王の御感に預からうと、臣下の者は千圓を投じて堪忍の智慧袋を買ひ求めることにした、奥の間より恭しく持ち來つた智慧袋の中に、一體何物が入つて居るのであらうかと、聞いて見ると、思ひきや一片の紙切に、

「ドッコイ、ドッコイ」

と唯八字の假名が書いてあるのみだ、

流石伶俐なる臣下の者も、容易には意味のある所を悟り兼ねた、「ドッコイ、ドッコイ」はて何事であらうかと、腕組みをしたまゝ、小半時、

智慧袋と店員の顔とを迭に見守つて考へて居たが、何か心に思ひあたる所があつたか、擋と小膝を叩いて、「成程天下の寶である」と、急ぎ之を懐中深く秘めて、歸國の途に就いた。

長の道中、夜を日に繼いで大急ぎ、日ならずして或る日の夕方城下に到着したが、最う日も暮れて居る、夜分の登城は如何あらん、君侯に拜謁するのは明日のこと、久々にて旅の装を解くべく我が家に立ち歸つた、今や我が家の門をあらうとして不圖見ると、明々と射す燈に、障子に映る男女の人影、婦人は正しく我が妻である、何やら面白相に語り合ふて、いと睦まじく酒汲み交して居るではないか、臣下の者はくわつとした、

「さては己の不在中、仇男を引き入れたか、おのれ姦婦、重ねて置いて眞二つ」と、刀の束に手を掛けて躍り込まんとした時、懐の中で、「ドッコイ、ドッコイ」と、呼ぶ聲がする、「はて不思議！」と懐の中

に手を入れると、手に觸れたのが堪忍の智慧袋だ、「成程ドッコイ、ドッコイ、此處だわい、此處だわい」胸に問ひ胸に答へ、逸まる心を押し鎮め、さあらぬ體で戸を叩いた、聲聞きつけていそぐと出迎へたのは妻である、後から續いて男が一人、此奴適切り姦夫と見上ぐる顔に、見下す顔、「婿殿お歸へりか」「おやこれは舅殿」、意外も意外、今が今迄姦夫と計り思ひ詰めて居た其人は最愛の妻の父親であつた、臣下の者は餘りの面目なさに穴あらば這入りたい位、それにしても堪忍の智慧袋の價値は偉大なるものである、若しこれがなかつたならば、どの様な慘事が起つたかも知れぬ、のみならず武士に似氣なき狼狽方と、後世までの笑ひ草となつたのであらうに、用ゐる處に依つては、何萬圓にでも當ると云ふた店員の言葉は此處であつた、嗚呼又と得難い寶である哩と、つくづく感じ入ると共に急ぎ君侯に献上すべく、夜の明けを待ち兼ねて匆々に登城した、と云ふ話がある、「堪忍は一生の

寶」「怒りは我身の敵」

是等の事に成程と合點が行つたなら、將來決して喧嘩口論などしてはならぬ。

和歌 金言

我が善きに人の悪きがあるものか

人のわるきは我が悪しきなり

堪忍のなる堪忍は誰もする

ならぬ堪忍するが堪忍

世の中はなかのよきこそ菩薩なれ

人をも助け我も安樂

まるなれやたいまるかれや人心

かごのあるには物のかゝるに

及杖瓦石惡口に罵言を加へらることも、當に忍辱の鎧を着るべ

し
一忍以て百勇を支ふべく、一靜以て百動を利すべし
勝利は最も忍耐強きもの、掌中に落つ

第十二章 藝妓に迷ひ家出したる者を説諭す

お前は此頃放蕩を始め、名古屋廓地新金波のつや子とかいふ藝妓の色香に迷ひ、屢々通よいつめ、剩へ數日前には、家の有金五拾圓に自轉車一輛を持出し、つや子と大阪に駈落し、僅か二日足らずに五拾圓の金は使ひ果し、自轉車は一ヶ月前お前の親父さんが六拾圓で新調したのにもかゝらず、僅々拾八圓に捨て賣りし、其上警察の保護を受けて漸く歸宅したといふことであるが、さてもさてもお前は心得違ひをしたものだ、夫ればかりではない、お前の家では、兩親始め兄弟やら親戚やらがお前の駈落光を索がさん爲め、所々方々へ手別けにて出

で、あらゆる難儀と無駄な費用とを使ひ、近所近邊ではよい新馬鹿大將が出来たと笑つて居るぞ、ちと眞面目な心に入れ換へて考へて見なさい、まだお前は本年検査で、軍人になるにせよ、實業家になるにせよ、又官吏になるにも、會社員になるにも、今一番勉強せなくてはならぬ年だ、一年の計は春に有り、一生の計は若き時にありで、今が人間一生の最も大事な時である、春に好い種を蒔いて置かなければ、秋になつて好い實のりはない、若い時に身を慎み勉強してをかなければ、三十四と成年になつても何の役にも立たない、お前も親の御蔭で八年も十年も學校へ通つたのなら、夫位の事はよく辯まへて居る筈だ。全體お前が斯様な新馬鹿大將となつたのは、全く藝者買ひの味を覺へ、女の色香に迷ひ、嘘八百の口車に乗せられて、知らず知らず深間へ陥り込んだのであらう、「戀は人をして盲目ならしむ」との言葉の如く、お前も相當教育を受けた身ではあるが、遂い女にだまされて、お定ま

りの手練手管にかゝつのだ、「女郎の誠と四角な玉子あれば、晦日に月が
でる」といふ諺の通り、藝者や女郎の言ふことは、如何に誠とらしく
ても皆んなお客取りの爲め、我身の繁榮策で、眞の誠は薬にしたくも
ない、金がなくなりや「一昨日お出」だ、「金の切れ目が縁の切れ目」
金さへあれば乞食とも戀中、金がなければ華族の若様も眞平御免、と
いふ有様で、藝者や女郎は、金になると目のついたお客には誰れにも
御上手をいふ、眞に誠らしいお上手を言ふものだ、そこが即ち手練手
管だ、將來の爲め詳しく聞かせて上げるから、好く氣をつけて今後鼻
毛を讀まれぬやうに聞きなさい。先づ第一藝自慢のお客が來ると、遊
女の曰ふには、「妾はもとくゞ虚言を云ふことは嫌い、此う申したなら
怒られるかも知れませぬが、妾は貴郎の―には惚れませぬが、貴郎の
藝には眞底命を捨て、も惚れました、貴郎の様な藝人と、朝夕一所に
居ることが出來たら、本當に此れ程樂みなことは無いませぬ」と、斯

う誠らしく云はれると、大概の者は考へる、「成程彼奴がいふ通り、俺
はどう見ても女に好かれる顔ではない、顔に惚れたと云へば見え透い
た嘘だが、藝に惚れたと云ふのは餘つ程目の明いた奴己の藝の美味を
見付けるとは、此女仲々話せる哩」と自分の藝に自分が惚れ、藝に惚れ
たといふからは、滅多に嘘は有るまいと、是から次第に疑りが來る。次
に男振りの善い客なれば、「妾は貴郎のやうな好男子と、一生暮すこと
が出来るなら錢も金も入りませぬ、どうかして貴郎と添ひとげるやう
になりたいものです」と、膝に手を突いて、うつとりと流し目に見られ
ると、十人が十人どろりと參つて了ふ、氣障な奴は、早速懷中鏡をと
り出して、今更珍らしい者にでも出會つた様に、吾と吾が顔に見惚れ
て了ひ、「成程己は好男子だ、是では彼女の惚れるのも無理はない」と、
相手の眞意は測り知らずして、自分が自分に惚れて了ひ、一切夢中で
通つて來る。所で此度は、おとなしい學問好きの客であれば、「妾は貴

郎の様に装ふりに構はず勉強する、おとなしい方が大好き、女と云ふものは氣のちいさいもので、平生くよく思ふて居る計りですから、貴郎の様な博識の方の傍に居て、何やらかやらお伺ひしたら、幾らか心も廣々となりませう、何程容色が好くても、浮氣者を夫に持つては、一生苦勞をしなければなりません、貴郎の様な頼もしい堅い御方と一緒になるならば、是程安心のことはいませぬ」と、如何にも心から惚れた様に云ふと、男は早速眉に皺を寄せる、「成程あれが見た通り、僕は餘程堅い氣性、殊更學問なら人には負けぬ、泥水稼業に似合はぬ感心な女」と、自分で自分の氣性に惚れ込むで、此女話せると通ふて來る。少し大風の客になると、「貴郎の様に大風では、入らぬ所に費がある、少しおひかえなさいませ、併し一代暮すなら、貴郎のやうな切離れのよいお方の世話になつて、兩親も引取り、共々に暮すことが出來れば、是程嬉しい事はありません、此頃妾を引かそうの、請出さうの

といふお客が有つて、随分男振は好いが、氣がちいさいので大嫌い、若し其麼心の狭い人の世話になつて、大事の兩親に不自由でもさせることがあると申譯がありません、兩親の世話をして下さる、氣の廣い、貴郎の様な方のお世話になりたいと、朝晩神や佛に祈つて居ります」斯う出られると、客もつくつく考へる「自分一人計りでなく、兩親とも世話になりたいと云ふ孝心では、俺の様な大量の者でなければどうにもなるまい、俺の菊石面に惚れたと云ふなら無論嘘だが、俺の氣性の大きい所に惚れたと云ふのは違ひはあるまい」と、薄氣味悪い笑を洩らしてニヤ／＼、我と我が心の廣いに自惚て、彌々益々疑が來る。所で其反對に、客い客が來た時には、「貴郎の様な極のよい方の女房になるなら、一生難義な目には逢ひませぬ、妾のやうな、生得氣の小さい者には、ぱつ／＼と大ざつはにやられる人は、厭で厭でなりません、先月も犬方身請の相談が纏りかけましたが、其人は相場師とやらで氣

が大き、所詮妾とそりが合はぬので、長持はしまいと、此方から断つて了いました、兎角當節は約々とした、極のよい方ではないと、身代が持てませぬ、それ故妾の両親は、手紙の度毎に、針仕事や洗濯物や、炊事の稽古をして置かぬと、役に立たぬと厳しく言ふて寄越します、私は此麼稼業こそして居れ、世帯の持ちやうも、萬更素人ではありませぬ」かう言はれると、勘定高い客は直ぐに首を拈ねくる、「遊女に似合ぬ感心な奴、あれで、屹度世帯のやりくりも下手ではあるまい、それに第一両親の心が面白い、これでは俺の様に極りの宜い男が好きなのも尤もの話、俺は祿々金を使はずして、十が七迄彼女を手に入れた」と、一文惜の百知らず、吝けりや吝いなりに、矢張りのこゝろ通ふて来る。扱又粹が、つたお客の來た時は、「責郎の様な粹な方の女房には、幾らやきもきしても妾等風情は駄目な話、むかしと今は逆で、御客が上手にはめなさる、遊女がもつさり踏みかぶる、翫つておくれな疲ま

する、枯木も山の賑ひに、お通り掛りの折節は、尋ねて下さりませ、山程惚人のある御方が、妾等風情をお翫りなさるはおとげない」と、臺辭交りに嬉しがり言ふと、自分が粹がつて居るだけに、我身に我が上り詰め、自身に自身惚れぬいて、せつせと通ふて來るのである。此外さま／＼の客があるであらうが、つまるところ遊女の甘言に煽てられて、我と我が身に惚れ込んで、遂にはとんだ災を招く基となるのである、ごうだ、此話が解つたなら、お前も迷ひの夢が一時に覺めて、今更自分の鼻の下の長かつたのに呆れるのであらう。世には久しい馴染で義理が重なつたからといふものがある、生れて以來の義理深い親や兄弟や親戚に義理を立てず、一藝妓に義理を立てるとは、餘つ程うるたえた精神である、そして金の融通に困つた揚句は、恐しい犯罪も已むなくし、遂に一身を亡ぼすやうなものも、折々新聞に見る所である、孔子も過つては改むるに憚る事勿れと仰つしやられた、お前も本心に立

歸つて改心し、今後一層勉強して、今回の過失を取返し、恥を雪ぐと云ふことに心掛けなさい。

和歌 金言

眼には色耳はやさしき三味の手に

ひかれて更に鬼とおもはず

一口に取つて噛むとは目に見えず

三味線かぢる鬼のおそろし

だまされてまだその上に精出して

をどりて舞ふてそして喰はるゝ

骨かくす皮には誰も迷ひけむ

美人と云ふも皮のわざなり

我は只實に戀じやと思ひしに

にくや錢もてこいであつたか

粹さまとはめた時分は惚れたれど

今は貧乏でいやな客面

第十三章 怠惰者を説諭す

君は總領息子で、家督相續をすべき身、町でも身代家と云はれて居り、重立つべき人とならなければならぬのに、聞く處に依ると、親の身代を頼みに家業も習はず、我儘を働き、絲瓜のように毎日ぶらぶらと遊び歩き、芝居狂言浪花節、愉快々々と寄小屋を覗き廻り、料理屋女に化かされては、酒よ藝者よと入り浸り、金は使ふ、親等には心配かける、近所親類には怠惰者と呼ばれると云ふ始末だそうな、が此處等で一つ身の上を考へなければならぬだぞ、成程君の家は資産家だが、五十萬あらうと百萬あらうと、怠惰と奢りの前には安心は出来ない、富は四海を得て果報は天子と生れ出たる、般の紂王でも、肝心の人の

諫を用ゐず、奢りに長じた爲め身をほろぼし、秦の始皇が高大であつた勢も、不仁と奢りにて二代つゝかす、平家の盛であつたのも、宗盛の愚と奢りに滅してしまひ、北條九代の大家督も、高時が奢り無道で破滅となつた、かゝる高大計りなき大身代でも、正根玉の持様が悪く奢りに長ずれば、忽ち家身も失ふのである、君も、此れ位宜らう、今の内遊んだとて左程の事はあるまい、人生僅か五十年だ、青年の時は再び來ぬ、酒でムれ女でムれ、花札も出るサイコロも出る、面白いぞ、面白いぞ、と親不幸なトラ聲を張り上げて、魂を天外に飛ばし、有頂天で遊び歩いて居る間は宜いが、忽ち家も屋敷も人のもの、落ぶれ袖に涙がかゝるやうになる、さあ、こゝなつてから後悔しても駄目だ、其歡樂の夢醒めて、冷水の一杯も欲しくなる時は、彼方の樹の枝に悪戯鳥が、阿呆||阿呆||と笑つて居る、昔は肩で風を切り、今は歩くに息を切るゝで、破れ衣に破れ傘、藁着て居ないのに鳥も、阿呆の案山

子と云ふであらう、若き昔の怠りを、悔いて泣く頃は、足腰立たぬ老ぼれとなつて、ちまれた叫び、門に乞ひ、つなぐ命も哀れになる、此の様な實例の澤山あるはお前も承知だらう。

第一怠惰け者が末に難義するのは、身から出た事で仕方はあるまいが、お前と雖、親を殺す事は悪いと思ふだらう、そう云ふと、私は親を殺しませぬと云ふであらうが、お前は親殺しを仕つゝあるも同然だ、何故と云ふなら、孟子にも杖と刃とことなる事ありや、ことなることなし、といふてある、刃で殺すも杖で殺すも、眞綿で首しめてころすも、又心痛心勞をさして、命をちいめ、みじかくするも、殺すに變りはないであらう、悲い哉、お前は、怠惰直興の爲め、親に心勞苦痛させて、命をちいめつゝある、其罪は盜賊よりも猶重いと云はなければならぬ、芝居を見ても屢々ある、艶男がため放蕩よりして、家國は亂れ忠臣には切腹させ、貞女には自害させ、其擧句が流浪困窮し、敵のとりこ

なりて生恥かくではないか、能々遊惰を慎まなくてはならぬ。お前が今後、家督を相續するなれば、身代を相續するは第二として、祖先の儲け出したといふ正根玉を相續しなければならぬ、正根玉さい相續出来れば、身代の相續は頼むに足らぬ、漢の高祖は、なんにもなしの農夫なれども、我正根玉を以てつひに天下の富を得られた、源頼朝は、一石の所領もない流人なれど、我正根玉を元手として、遂いに右大將ともなられた。

人は誰れでも油断してはならぬ、益々向上するのが當り前だ、五十萬の身代は百萬に、百萬の身代は二百萬に、學士は博士に、判任官は高等官に、上りたいのは人情だ、お前とても尙大きい身代になり度いと思はぬ事はなからう、身代を崩さぬように、益々高く延びようと思ふならば、正根玉をしつかりし、儉約を守り忍耐し、根氣強く精出さなければならぬ、或る人が賣卜先生に儉約や根氣を守らず、開運出世

の傳授あらば、つげられ度しと云ふたら、先生の笑ふて曰ふに、或國に甲といふ者、三重の樓を普請し乙といふ友を此上にまねき、ちそうした、すると乙は此樓を大いにうらやみ、亭主に申すには、此樓をこしらへし大工を、我にかし給へ、我過急に此樓に二重ましたる五重の樓を建て、其五重の上にて貴君を御ちそう申したいと云ふ、甲は承知して翌日、大工を遣しければ、乙は大工に、急に五重樓をたつべしと申し付けたから、大工も日夜せい出して一月ばかりにて、下の一重出来した、早速主人を招いて、やうく一重出来上りましたと申すと、主人乙は是を見て、腹を立て、曰ふに、我は此樓の五重目の上にて客をなさんと、いそぐのに、汝何とて其心知らぬのだといふ、大工曰く、私随分其儀は承知して居ります故、急いで先づ一重出来させました、當月中には二重目凡そでき、來月中には三重目出来申すでせう、三重目迄出来れば、四重目五重目は心安く出来仕りますと云ふた、す

る乙はいかつて曰ふに、我が客を早くせんといそぐは、一致上の五重目が入用なれば、汝其心を知りて先づ上の五重を一番に造り、其次に四重目、三重目、二重目、と出来し、今日出来し下の二重こそ一致あと、とんとのしまいにこしらふべきを、最初にいたせしは大なる下手にて、不覺なる大工なり、このしつた、大工あきれて曰ふに、五重の樓をたつるに上より先へ造り、段々下へたつる事がどうして出来ませうぞ、五重は勿論二重の家をたつることも、下の二重よりこしらへずに、出来あがる事があらうぞ、といふたが、遊んで居て、立身開運を願ふのは、下の二重三重なしに、五重目を建てんとすると同じく、空間に五重目の出来ぬやうに、儉約も忍耐もせずして身代の延る道理はない、先づ第一に、儉約といふ一重を建て、其次に忍耐と云ふ二重目を造り、勤勉と云ふ三重目を造り、正直といふ四重を建て、扱て其上に御客様を招待する目的の富貴と云ふ五重目を造る事が出来るので

ある、と諭されたが、眞に面白い例へだ、富士山の頂上へ登るには、油断すれば迂り落ちるから、外目をせず上へ向いて、一步々々固めて登る事が必要だ、お前も祖先が、一步々々と苦勞して登り掛けた身代を、他目した爲め根元へ迂り落ちては申譯がない、一奮發正根玉を入れ換へて、益々頂上へ登るべく努力しなくてはならぬ、此道理が解つたなら、怠惰放蕩は以後出来ぬ筈だ。

和歌 金言

なげくとも今更かひのあらばこそ

我をたのみに怠りし身ぞ

浮世をばなんの絲瓜と思ふなよ

ぶらりとして暮されもせず

あがりたり又おちぶるゝ物と知り

釣瓶の水もむざと使ふな

一錢もあだに使ふな一粒が

萬倍となることを思へば

うか／＼と暮すやうでも瓢箪の

胸のあたりにしめくゝりあり

身代は坂に車をす如く

油断をすれば後へ戻るぞ

第十四章 泥酔保護者を説諭す

お前は昨夜十一時頃、停車場通り郵便局前の路傍に打倒れて居つたから、巡回の巡查が、危険と認め、救護して本署に酔の覺むる迄、止め置いたのだが、其の覺はあるだらう、一家の主人たるべき者が、大道に打倒れて、通行の人々に笑はれ、果ては、警察に保護されて、説諭を受けるなどは、誠に見つともない、外聞の悪い事とは思はぬか、

尙昨夜は警察の保護で、身體に傷も付かなかつたが、路傍に寝て居て、馬の轡（か）に踏まれたり、車の輪にでもかゝつたなら、危険なことじや！
「酒と色とは身を亡ぼす」と云ふ、内にも酒は失敗し易い、新聞の三面記事を見るに、憐れな事、罪深き事、氣の毒な事、可笑しき事、皆殆ど、酒と色とからして来る、大酒の害、アルコールの害は、實に甚だしいものである、酒は昔夏の代の初めに、儀狄と云ふ人が始めて造つた、當時國王の、禹王は、それを飲んで、之れを甘しとして曰ふに、
「後世必ず酒を以て國を亡す者があるだらう」とて、儀狄を疏せられたと云ふ事だが、果して第十七世の桀王になつて、大きな池に酒を満し、其中に船を浮べ、肉を山の如く積んで、三千人の家臣と共に、牛のやうに酒をがぶ／＼飲んで、終に、國を亡ぼしたと云ふ馬鹿な王様もあつた、福島正則は、豊臣氏の重臣で豪傑であつたが、酒狂で人を殺すが癖であつた爲め、遂身を亡ぼしてしまつた、先年の新聞紙上に

も、大工が仕事の歸るさ、茶屋酒を引かぶつて酩酊し、鼻唄に千鳥足で、汽車の來るのも氣に付かず、遂ひ線路の踏切に於て、無慘な最後を遂げた者があつた、此様な例は澤山ある、誠に酒は禍の種で、喧嘩もすれば器も損ずる、負傷もすれば生命も取られる、金も入れば、恥もかく、酒の爲に、大にしては國を亡ぼし、小にしては一身一家を亡ぼし、又は憐れな運命に陥つた、人も多々あるから平素謹まなければならぬ。

されど、少量の酒は、却つて身體の營養を助けると醫者も云ふ、秀吉の訓戒にも、大酒すべからすと云ふてある、酒を飲むなどは云ふてない、孔子様も、「酒は量りなし亂に及ばず」と言はれた、即ち酒は飲んでも好いが微酔にて止めよ、體も亂れ心も亂れる迄飲んでは不可ぬ、足腰も立たず、生體もない迄に飲むべきものではないとお説きなされた、好きなれば飲むも好いが、度を過ぎぬやう微酔で止めなければならぬ。

らぬ。

然し酒は微酔で止め兼ねるものではあるが、決心の仕方で謹しむことが出来る、支那の陶侃と云ふ人は名高い學者で、酒の好きな人であつたが、陶侃は酒の量を定めて少しく酔ふた處で、ちやんと止めた、人が強ふるときは自分は若きとき酒の爲めに失敗したから、定量以上は飲みませぬと云ふて必ず度を守られた、江川坦庵も酒を好かれたが、嚴に自分から一日の量を一合と限ぎられた、水戸侯が嘗つて、坦庵を招いて海防の事を相談せられた後、酒宴を開かれて自ら美酒を侑められた、處が坦庵は三杯飲んで盃を收めた、すると水戸侯は何故そんなに早く止めるかと問はれると、坦庵答へて曰ふに、私は一日の酒量を一合に限ぎつて居りました、今日は之れにて定量迄既に頂戴致しましたと、水戸侯は夫れを聞いて程度を好く守ることに感服せられたと云ふことである。

右に持つ箸に力を入れて見よ

左の酒が止むかつのるか

と云ふ歌がある、酒の害は前に云ふた通りであるが、所謂「一盃は人、酒を飲み、二盃は酒、酒を飲み、三盃は酒、人を飲む」と、いふ工合に適度に節することが出来きず、酒に飲まれる者が多い、「酔ふて狂言、醒めて後悔」で、酒の害毒を知りつゝも猶且つ盃を手離すことの出来兼ねる人があるが、斯る人は三度三度の食事の時に當り、右の手に持つ箸にしつかと力を入れ、一椀の飯の中に、それだけの辛苦と汗とが含まれて居るかをよく考へるが可い、種を下し、水を漑ぎ、草を艾り、肥料を施こし、雨に風に心を痛め、漸く秋の稔りとなるや、更に之を刈り取りこなし上げ、斯くして人の口に運ばれるやうになるまでの骨折は、中々容易ならぬものである、古の人が「粒々皆辛苦」と云はれたのは實に其の通りで一粒の飯と雖も、並々ならぬ辛苦の結果

であつて、決して自然の儘にして得られるものではない、其の辛苦の結晶物が又酒の原料である、食事の時に當りて飯になるまでの辛苦を知つたならば、酒を飲むに當りても亦其の辛苦を思ひ出せないことはあるまい、思ひ出すと共に家を傾け産を破り、子孫にまでも累を及ぼす酒の害に、身慄ひせぬ譯には行まい、酔ふて居て酒の害を考へた所が駄目だ、三度くの食事の際、右の手に持つ箸にしつかと力を入れ、能く能く眞面目に考へて見るが可い、是の道理を忘れぬやうに、將來よく謹しみ、再び恥をかいたり、警察署の厄介にならぬやう氣を付けなさい。

和歌 金言

のみくひが悪き友よふ根となりて

いろやばくちの花を咲かせる

おそるべし色と酒との淵に身を

沈むと知りてはまるものなり

おもしろの酒宴や、本心を失はぬほど

大食大酒は、脾胃をそこなふ

下戸不知樂、上戸不知毒

酒酔ひ本性はたがはず

第十五章 頑固にして郷黨の平和を欠く者を説諭す

御前は評判の頑固爺で、毎度村内の人々に反対し、其爲め村内一致せず、御前の頑固は一村の平和に波亂を起させる基であるが、ちと世の中を廣く省みて改正しなくてはならぬ、頑固と云ふ奴は、或は門地を恃み、或は勳功を恃み、或は肩書を恃み、それ／＼自ら恃む所ありて夫れを鼻に掛け、下るべきに下らず退くべきに退かず、自からえらがり、一向道理がわからず、何とも始末にをへぬ者である、御前も矢

張其一人だ、が頑固はまだ己れの知の至らぬのである、一を知つて二を知らぬのである、既往にのみ捉はれるのである、之を譬へたなら我兵の強きはよく知るも、敵兵の強弱敵陣の如何は知らずして戦ふやうなものである、もしも敵兵我に優りたらば、忽ち敗るのは當然のことである。

舟に刻して劔を求むといふ故事があるが、之れは舟中誤つて劔を水中に落したるが、その落した時、己れの居りし場所に目印をつけ置き、舟の着きたる後さて目印の下の水底を探らんとするのをいふたので、あつた、舟が移り動きたれば、どうして目印の下に劔があらう、誠に他から見れば馬鹿氣て居る、時世の變、人情の變、夫等の事に向頓看なく、相も變らず昔の事をいふて居るのは、青き眼鏡をかけて物みな青しといふやうなものである、柳の下にいつも鱒が居るものではない、一生株を守つて居たからとて、兎は常に來るものではない、時と

場合とを能く考へ、他人の言に従ふと云ふことを知らなければならぬ、さは云へ一から十迄已れを狂げて他人の指圖に従ふといふのではない、若し道理が解り自ら信することがあるなれば、其の自信を以て進むと云ふのは好いことであるが、兎角頑固なる人は、自分丈解つて人には解らぬ、自己丈道理が立つて一般の道理が立たぬものだ、頑固なるものは頑固なるが爲めに自身を誤り、亦郷黨の平和も欠く事が多い、然し頑固一點張りでは者事は成就せぬ、美濃の谷汲近在なる小學校の校長で、名僧に參禪して骨折つた結果、大分禪學に上達した、或るとき久しぶりで自分の故郷へ戻つて、先づ村の役場へ、故郷へ錦と云ふつもりで立寄つた、村長助役始め役場書記一同が執務して居る處へ、ツカ／＼と上つて来て、出合頭に大きな馬鹿聲をあげ「カアツ」と怒鳴り濟し込んで、一別以來の挨拶をして戻つた、後で役場員の評判が面白い、あの人も貧乏人の子で今日迄は勉強して校長と迄成りあがつ

たが、狂がひに成つたとは氣の毒じやと、云ふたそうだ、禪の一喝も、自分にばかり解つて他人に解らず、世間に通用せぬことをやらからすから、氣ちがいと見らるゝも是非がない、つまり頭が一方にばかり偏して、自分ではそれでよいと思ひ、することも、人から見れば馬鹿か氣ちがひとより見えない、であるから己れの言ふこと爲すことはよく省みて、多數の人に通用せぬやうなことは止め、時によつては公共平和の爲めならば、一步譲つてそれに従はなくてはならぬ、従ふべきときは宜しく従ふべしだ、支那の晏子の御者と云へば世人は能く知つて居るが、或時晏子が外出した其時に、御者は車の上にて晏子に大蓋をさしかけ、四頭立の馬車を驅りて意氣揚々として出て行く其様を、御者の妻が門の中より見て居つた、聽て御者が家へ歸ると妻は離縁して呉れといふた、御者が驚いて其故を問ふと妻の曰ふには、「晏子は身長六尺に満たざれども齊國の宰相として其名諸侯に知られて居る、然

るに妻が其出づるを観るに、慎み深く常に以て自ら身をへりくだしたる所がある、今あなたは身長八尺なるに人の僕御となり自ら以て足れりとして、外出するときはあの始末、誠に恥かしいからもう離縁して貰いたい」と、これまでの處にては御者は誠に世間せまい匹夫であつた、が然し妻の言葉に感じ従つて従來の態度を一變し、自から抑損する様になつた、すると晏子は怪みて之れを問ふ、御者は斯々の次第にて妻に叱られましたと答へたので、晏子は薦めて大夫にしたといふ話がある、此の御者は頑固でなく、好く妻の言をも聞き入れたから斯様な好結果を得たのである、従ふべき時は宜しく従ふべしだ、支那の管仲と隰明といふ人は桓公に従ひて孤竹征伐に行き、歸りに道を失つて行くことが出来なくなつた、そこで管仲の曰ふには、「老馬の智用あるべきなり」と、乃ち老馬を先頭に放ちて行かしめ、全軍其後に随つて果して道を得たといふことがある、亦山中で水に困窮した際隰明の曰

ふには、「蟻は冬山の陽に居りて夏は山の陰に居る、蟻壤一寸にして而して一仞の所に水あり」と、乃ち蟻の居る處を尋ねて地を堀り果して水を得たと云ふことである、管仲や隰明の如き智者ですら、なほ老馬と蟻の智慧を假りたではないか、世上の頑固屋も道理ある處には従はねばならぬと云ふことを覺るが好い。

まるなれやたいまるかれや人心

かごのあるには物のかゝるに

元來心とはコロ／＼といふ言葉の變つたのだ、即ちコロ／＼する毬の如く回轉自在なるを指したのであるさうだ、コロ／＼の最初の口を取るをコロ即ち心と云ふのだ、圓滿といふことは丸い丸いこと、丸いものは玉、玉はコロ／＼轉がる、之で見ると心は常に丸く持つて、何處へ行つてもコロ／＼と素直に優しく極く穩にしなくてはならぬ、斯くする時は、人と衝突して怨みを買ふ憂もなく、自ら躓いて倒れる

虞れもない、無事平和に世渡りが出来るではないか、徒らに人と衝突して怨みを買ひ、自ら世に逆ふて平和を缺くのは、頑固即ち心の角のある人だ、心のコロコロと回轉しない不出來な玉である、人間も角のある中は兎角に威張つて見たり、人に突つ掛つて見たりする、併し角が取れて道理が解れば、晏子の御者の如く今迄詰らぬことをした、肩を聳かしたのが恥かしかつたといふことになる、さうなると心はいよ／＼コロコロだ、頑固は今後止めなければならぬ。

和歌 金言

くらぶれば長し短しむづかしや

がまんの鼻のおき處なし

おそろしき鞍馬愛宕の天狗より

なほおそろしき里の小天狗

郷に入つては郷に従へ

第十六章 屁理窟を云ひ組合の不和を缺く者を説諭す

君は評判の屁理窟屋で、同業組合の總會には毎度屁理窟を並べて反對し、道理の解らぬ者を味方に引入れて紛擾せしめ、夫れにて鼻を高くし得々として居るが、理窟は付けやう次第にてどうでもなるものだ、口先にて勝つても事實で破れる、口が商賣なる辯護士とても代議士とても、屁理窟をいふものは決してろくな辯護士ではない、ろくな代議士ではない、饒舌ることは後廻しにして、好くものゝ道理を辨へ、常識に外すれぬやうにしなければならぬ、よく人が「話せる人」とか「話せぬ人」とか言ふが、「話せる人」は常識の完全なる人だ、者の道理の解る人だ、之れと反對に「話せぬ人」は一方に偏して常識の缺けた人、世間の事に通せず道理の解らぬ人だ、屁理窟屋は即ち此の「話せぬ人」だ、道理から出た理窟はあつても、理窟から出た道理はない、

夫故先づ道理を好く辨へて、理窟を言はなければならぬ、口先の屁理窟は却つて道理を誤り、其身を誤まり其事業を誤り折角の好運も取り逃すことが多い。

太田道灌は英雄として名を知られて居るが、少年の時は非常な屁理窟屋であつた、道灌十五才の時、父資清が或日之れを招きて曰ふに、「古より智ある者は偽り多し、而して偽る者は禍に遭はざる者稀である、故に人は正直でなくてはならぬ、譬へば衝立の如し、直ければ立ち曲れば立たず」と、諭されると、道灌座を立ちて屏風を持ち來り「これを見られよ直ければ立たず、曲れば立つ、これは如何です」と問ふた、強辯度し難し、屁理窟といふものはこんなもので、味噌も糞も一緒にし一向道理が解らぬものだ。

保元の亂の張本なる藤原頼長も屁理窟家であつた、白河殿に據れる際、鎮西八郎爲朝が謀を上りて曰ふに、「小を以て衆を撃つは夜攻が宜

しい、臣は今夜高松殿を攻め火を三方に放ちて、之れを一面に要し乘輿を此處に徙して陛下を彼處に奉じませう」と、然るに頼長は屁理窟を云ふて聽かず、曰く「爲朝は年少にして氣勢ばかりだ、そして言ふ事は鄙い私人の戦いだ、そんな謀は帝王の戦に施すことは出来ぬ、遠からずして南部の僧兵が来る故、之れを待て戦ふも未だ晚いことはない」と、其夜南部の僧兵の到らざる前に、敵は攻め來り、火を風上に放つた爲め、軍は破れて白河殿は遂に陥つた、あゝこれ頼長の屁理窟の爲めに敗北したのである。

道理を解すべき時は宜しく解し、言い度い理窟も言はぬのが勝だ、秀吉或時東山に松茸が多く生へたと聞いて茸狩りを催した、すると役人どもは山を見分せしに、既に市中の人人が松茸を取り去りて残り少しになつて居たから、諸方の山より松茸を取り寄せ、一夜の中に植えて置いた、翌日秀吉は女房共を多く連れて、山に登り機嫌よく松茸

を取つた、すると女中の一人が秀吉に囁いて曰ふに、「自然に生へたものと、植へて置いたものとは少少相違がありますが、御存じありませんか」と、秀吉笑つて曰ふに「それは知つて居れども、役人共わが機嫌をよくさせたいといふ心から植へ置いたので其心は誠に喜ばしい、つまらぬことを言ふな、だまれ」と、手を振つて之れを止めたといふことである、此處が秀吉の道理の解つた處である、たとへ眞實生へた松茸でなくとも、部下の心を察して理屁も言はず、機嫌よくして居たのは感服せにやならぬ、亦秀吉は山城の内山里といふ處を、梅若といふ者に預けて置かれた、梅若或時新に松を植へた、そして程なく松茸が生えましたといふて秀吉に献上した、實は他所から求めて來たものである、秀吉は喜んで「これわが威光によつて早速松茸が生へたのだらう」と曰ふた、其後も度々献上すると、秀吉は近臣に命じて、「もはや松茸の献は止めよ、あまり生え過ぐるなり」と、云はしめた、

秀吉は天下の智者で道理をよく解するが故に、馬鹿になるべき所は馬鹿になりて、下らぬ屁理屈は言はないのである、世上の屁理屈家は此の邊によく鑑み、將來慎むむがよからう。

恐るべし槍よりこわき舌の先

これが我身を突きくづすなり

口に税はかゝらぬが下らぬ理屈をこねて居ると聽ては我身を滅すに至るぞ。

和歌 金言

八百の嘘を上手にならべても

誠一つに叶はざりけり

よきしめり直に困つたお天氣と

手前勝手の人の世の中

言ふ人は行ふ人にあらず

一寸の舌で五尺の身を損す

知らぬこと知つた顔していはしやるな

口を開くと腸が見ゆ

言葉多きものは品少し

一言にして非なる駟馬も追ふ能はず

病は口より入り禍は口より出づ

第十七章 自殺せんとしたる者を説諭す

お前は先刻、堀川橋よりあはや身投せんとしたる處を、巡廻の巡査に救はれ、一命を取り止めたるが聞けば、お前は不品行の結果身持となり、且つは胎兒の始末に困じて厭世した様であるが、今茲に無理死して其身の申譯が立つと思ふか、能く考へて見なさい、貞操は女子の生命と云ふ、其貞操を紊して妊娠の身となつたのは元より親不孝、其

身の心得違ひであるが、死んで取返しが付くものではない、其歳迄満足に育て上げて呉れた親は、娘をどうぞして一人前の者にした、好い聲を取らして安氣に暮させ度いと寝てもさめても身を思ふて呉れる、夫れをお前のやうに傷物になつて、親の手前何の面目がある、孝經には、身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなりと、書いてある、各々の身體は自分のものではない父母のものである、悪友と交りて己が身に恥を受けたのは、己が親に恥をかかせたも同じこと、自分に粗相して愆をしたり、不養生して身を破つたりするのは、親の身を傷ふと同じである、髪の毛一筋までも指の先の皮までも、皆父母より借り受けたものだ、即ち己が身は父母の身、父母の身は己が身だ故に、己が身を己が身と思はず一毛も損じてはならぬ、己が身を大切にするのは孝行の第一番だと云ふてある、曾子と云ふ人は既に命終らむとする時、弟子たちを召して仰せらるゝには、汝等吾が手足を

開いて見よ、少しも疵の付いて居る處はないだらう、今迄は父母より受けた身を少しも毀ひ傷らじと、常は慎んで、深い淵に臨むやう、薄き氷を踐がやうに謹んで居たが、今死に臨むまで少しも疵を付けぬ故、今より後は此の慎みの苦勞はないと云はれた、孝行の人は、かくの如くに一生の内少しも疵をつけない様に注意をなされた、それだのにお前のやうに、親より受けし身體を自から殺そうなどは、親を殺すのも同然で、親殺しの大罪は、泥棒や、剽盜より罪が深い、又人間の命と云ふは大事なもので、淺墓な考へから輕々ろしく死すべきものではない、命あつての物種、死んだら後の取返しもつかない、刻苦して貯へた金も、強盜が來れば命惜しさに出すではないか、恥も外聞も構はば人の門に立つて袖乞ひするのも命が大事なばかりではないか、無理死する位なら生れて來たかひはない、然し、自殺して申譯が立ち罪が消えるなれば、自殺するのもよからうが、死んだからとて決して罪の

消えるものではない、佛教にも、三世因果と云ふて、前世の事は現世に報いが來、現世の事は來世に報いが來る、人の身體は同じでも、長命な人もあれば短命な人もある、多病な人もあれば少病な人もある、又貧しい人富める人、貴い人賤しい人、醜き人美しき人、智ある人愚なる人等と別れるのは、丁度樹の實に酔きもの苦きもの、辛きもの、甜きもの、有る如く、人の所作に各々不同があるから、現世に貧乏をするものは前世に懶惰であつた報いである、現世に不品行して自殺する様なものは、來世に醜き賤しい苦勞な目に遇はなきやならぬ道理、ごうせ來世で苦勞するものならば、現世に於いて改心し、正根玉を入れ換へて、恥を取返し親にも孝行つくすやう、今茲で決心しなければならぬ。

和歌 金言

外からは手もつけられぬ要害を

内から破る粟のいがかな

父母も其のちゝは、も我身なり

我を愛せよ我を敬せよ

心ある人のいさめのことの葉は

病なき身のくすりなりけり

第十八章 淫賣藝者を説諭す

本日は五日の拘留も満期となり、歸宅を許すことになつたのであるが、五日の其間だ、語るべき友もなく、爲すべき藝もなく、一塊の麥飯と、一椀の白湯とに、露命を繋ぎ、薄暗き獄屋に、厳しき監督を受け、謹慎の身となつたのは、うら若き婦人に對し仲々の苦痛であつたと察する、抑々淫賣と云ふ事は、社會に對して善良なる風俗を紊し、身體に對して衛生上危険なる害毒を及ぼすものであるから、政府は規

則を設けて淫賣したものは、三十日未滿の拘留に處すると云ふことゝし、一般のものは淫賣してはならぬと定めたので、唯々嚴格なる規則を以て取締る下に於て、娼妓と云ふものが出來て居るが、此娼妓以外は、藝妓にせよ、女優にせよ、酌婦にせよ、又一般の婦人にせよ、必ず淫賣してはならぬのである、そして淫賣したものを罰すると云ふ規則は、一つはお前方を保護する爲めでもある、なせと云ふなら、お前方は、夜ごと日ごとに色々變る客に接する勤めであるから、客の中には肺病患者もあるであらう、皮膚病患者もあるであらう、中には花柳病患者は最も多い、是等の客と一度び仇し枕を交はしたなら、花柳病は忽ち感染するだらう、此の花柳病は仲々恐ろしいもので、一度び傳染すると容易に癒らない、局部に腫物が出来、頸の下や臍の下に「クリ〜」が出る、顔色が青くなる、腰が痛んだり、頭痛がしたり、聲が枯れたり發熱したり、果ては髪の手が抜ける、鼻が腐つて落ち、腦

力がなくなり、不妊症となる、他日家庭の人となつても子供が出来ない、一生難儀をしなくてはならぬと云ふことになる、さあ、こうなつてから後悔しても取り換しは付かぬ、藝者時代に慎めばよかつたと、今更悔んでも仕方がないやうになる、淫賣を慎むのは規則の爲めではなくて、我身の爲めである、「貞操は女子の生命」と云ふ、かりそめにも貞操の汚れたる女子は、上流家庭の人となることは出来ない、のみならず一般世人より疏せられる、藝者と雖も女子である、貞操を守るべきことは勿論じや、又生涯藝者稼業をするものではあるまい、他日は家庭の人となり、良妻たり賢母たらねばならぬ。

抑々お前方は藝者の藝者たる価値を失つて居る、假令宮女三千人より打勝れ、繪葉書のモデルとなる程の美人が藝者の中に在つたとしても、开は單に女としての美しさで、藝者としての価値ではない、若し容貌の美しいのが藝者の価値なれば、天下に藝者より美しき価値のある素

人藝者が澤山ある譯だ、藝者の価値は其意氣がなくてはならぬ、男子で云ふたならば稜々たる氣概がなくてはならぬ、單に色を賣るのなら、娼妓もするであらう、單に御座敷で酒の幹旋をするのなら、酌婦も爲すであらう、單に藝を賣るのなら、替女でも三絃を弾くじやないか、藝者の価値は、其姿と容貌との上に飾るの誇りはかりでなく、更に其胸の奥に一點の、すぐれた氣概がなくてはならぬ、藝者としての姿の美、藝者としての容貌の美、藝者としての技藝の妙、藝者としての酒席の幹旋術、藝者としての意氣、此の五つが備つて居らねば藝者たる価値はない。

昔は出の衣物を曲げても、意地の爲めには人に遅れを取らなんだ、藝者はえらくなる程、貧乏をした、百萬の黄金を積むでも、肉を賣る事は御免蒙つたものである、明治十七年の七月七日東京柳橋の萬八で、今の男爵奈良原繁と云ふ人が、柳橋一流の藝者乙羽に、自分から笹の葉

に幾十枚も拾圓紙幣を結び附けて、七夕の色紙に擬らへて與へ、そしてお前に思召があるぞ、話した、其當時乙羽は借金に責め立てられ、血液を絞られる程、苦しい思をして居つた場合であるから、咽喉から手が出る程、紙幣の七夕様が欲しかつた、然し、夫れを貰へば、奈良原男爵に従はねばならぬ、従へば一代の名妓たる藝者の價值は地に墜ちて終ふ、其處で年齢漸く十八の乙羽は、莞爾として其七夕を受け取ると共に、水に臨んで居る座敷の欄干近く歩み寄つて、「七夕様は流して了ふものですつてね」と、云ふかと思ふ中、手の切れそうな數百圓の新らしい紙幣を附けたる笹を、折から引始めた水の流れに、颯と計りに投込んだ、此れが藝者の意氣ではないか、殊に乙羽が借金で困つて居る時すらかやうにしたと云ふのは、益々意氣があつたと云ふことを證明せられる。

然るに今の藝者の多くは、意地を捨て肉を賣つても虚榮虚飾がしたい、千金の指環を輝かして朋輩を羨ませ、二本筋の入つた自動車に相乗りし、旅行と言へば寢臺附の一等車に乗るのが唯一の希望である、誠に淺ましい憐れな根情だ、お前方藝者は如何にあせつて、虚榮しても、終ひにこれ藝者じやないか、西東の客の酒席に、興を助けるものに過ぎない、藝者であるから緩ろぎたる酒宴に、名流名士にも呼ばれて座に待るのである、夫れを、自然社會の人の裏面のみを見て、急にえらくなつたやうに感じ、身の程を忘れて増長するとは、誠に苦々しいことではないか。

我が心鏡に映るものならば

さぞや姿の見にくかるらむ

クラブ白粉か、大學白粉か、花も羞らう厚化粧、指に輝くはダイヤか、ソフイヤか、と鏡の前に顔や容態を立派に作つても、心の中はどろろであらう、虚榮、虚飾、嫉妬、邪淫、驕慢、鐵面皮、斯う云ふ汚ら

はしい心が蛆のやうに蠢々と動いて居るものが多い、若し鏡に心がうつるならば、さぞや姿が見にくいであらう、御座敷へ出るとき鏡の前に立つたなら、姿をうつすと同時に、心の中も寫して省み、再び此様な汚はしい根情を持たぬやう、部屋へ歸つて篤と考へなさい。

金言

鸚鵡能く言へども飛鳥を離れず

猖狂能く言へども禽獸を離れず

女子と小人は養ひ難し

第十九章 不正犯罪の起訴猶豫者を説諭す

汝は先日、山林盗伐を爲したる事發覺し、本署に於て取調べを爲し、司法處分に附すべく、検事局へ事件を送致したる處、汝は以前には斯様な惡事を爲したることなく、一時の了簡違の爲め今回の如き、

繩目の恥辱を受くることゝなつたので、汝も前非を悔い、將來改心することを誓つて懇願したので、既に相當刑に處し、暗い牢獄の人となるべき身ではあつたが、今回検事局に於て、血あり涙ある同情を以て、起訴猶豫の有難い取扱を蒙つたのであるから、將來改悛、此の恩典に報いなくてはならぬ、本日此の通知をすると同時に、今後の爲め一應訓誨を與へるから能く聞きなさい。

兎角惡事の初めは、「是れ位の事は知れまい」と思ふよりつもの、處が、人知れず暗き處で爲す業も

世にしら浪の立たで置くべき

で、人知れず暗い處で爲す業と云へば、言はずと知れた泥棒である、白浪とは盗人のことだ、盗みをして世に知られずに居るならば、是程旨い仕事はあるまいが、所謂、「天網恢々疎にして漏らさず」で、天の網は廣大で其の目もあらいやうであるが、決して免れ隠るゝこと

の出来るものではない、隠すことは知れ易し」と、昔から今日迄其秘密事でも、悪いことをして顯れずに済んだ例はない、幾程えらい人でも、何程金のある人でも、悪事の發覺せない道理はない、現にシーメンス事件では、海軍中將鎮守府司令長官と云ふ立派な肩書のある人も、四百萬圓五百萬圓と云ふ大金を動かすことは、朝食前と云ふ三井物産會社の重役も、前には小菅監獄にて草履を作つたといふ始末である、支那の揚震と云ふ學者は、或る時王密と云ふ者から賄賂を贈られた時に、王密を呼んで、「此の贈物を貰つたことは誰も知る者はないと思ふであらうが、左うではない、天も知り地も知る、其の上にお前も知れば、私も知つて居る、他人には或は隠し終ほせることも出来やうが、此の四つの者には、何うしても知らぬとは言はれまい」と、論して、其の贈物を返してやつたといふことである、基督は、「神は見ざる所なく、聞かざる所なく、亦知らざる所なし」と言はれた、實に

左うである、人の眼の届く所は限りがあるが、大なる神の眼で見られたならば、どんな悪事も知れずには居まい、況して「壁に耳あり柱に眼あり」「人の口には戸が建てられぬ」で、秘密と云へばつまらぬ事でも聞きたがり、言ひたくなるのが人情である、「秘密々々が口から口へ、何時か戻つて来る秘密」秘密だから決して他の人に話して呉れるなど、固く口止めたことが、何時ともなく口から口へ言ひ傳へられ、果ては自分の事とも他人の事とも付かずに、我が耳へ戻つて来る、亦、「悪事千里を走る」とも云ふて、隠し事は知れ易い、夫故「君子は獨りを慎む」で、賭ざる聞かざる所を懼れ慎まなくてはならぬ、兎角人間は正直が肝要だ、「正直の頭に神やざる」で、何分にも人はすぐでなければならぬ、旅をして見れば、重い兩掛を竹杖一本で軽々と肩やすめする、能く考へて見なさい、あの細い竹杖で、二十貫目の重荷が杖のさきにかゝつてあらう筈はない、これ全く竹杖を眞すぐにた

て、置によつて、二十貫目の重荷がかゝつてもをれぬのじや、或人の道歌に、「すぐなればおもにかけても折れぬなり世わたるわざの息杖ぞかし」と、三間間口でも八間間口でも、息杖は大極ばしら一本、五人ぐらしも十人ぐらしも、旦那の心一つで家内中の重荷が持つてあるのじや、もし旦那の心がゆがむと、家内の重荷がひつくりかへり、大こく柱に虫が入ると、八間間口がへたばつてしまふ、兎にもかくにも、真すぐな力は有難たいものである、大極柱に虫が入たのを大工に見せると、建なをさうより仕様がないといふ、旦那の心に虫が入ると、これも同じことで焼直さうより仕かたがない、夫れだから心に蟲の入らぬやう、ゆがまぬやうにすることが肝要じや、是れについて能い實地話があるから聞かそう、時は徳川時代、所は東京神田邊の貧乏世帯、夫婦に子供三人、亭主といふは三十四五、女房は二十八九、家は九尺二間のうら長屋、鼠の巢を見るやうな住居、商賣は何と取さだ

めた事もなく、明てもくれても、一合酒と女夫喧嘩、小博奕が商賣同前、あさは朝寝、夜は夜ふかし、針を藏に積でも、たまらぬ身持故、さうく貧乏の底になつて、せう事なしに青物賣と出掛け、四五百文の錢で親子五人がその日ぐらし、あさ五百文で土物だなで大根を買ふて、其日一日江戸中を大根くくと泣きあるき、暮がたに七百文ばかりにし、内へ戻ると糸買へ、酒買へ、醬油かへ、油かへ、薪かへ、子供の口ぐすり迄、二百文の錢であす一日の軍用金、のこつた五百文は則ちあすの商賣のもと出で、一日やすむと一日くはずにゐねばならぬ、小せはしない身代、其中から無理無代に雨がふるといふては半日やすみ、頭痛がするどて、晝から、かへつて女夫けんか、随分難儀な暮しをして居た、さてかの大根賣りが一日、例の通り一荷の大根を荷ひ、朝から賣りあるいた所が、どうした事やら、其日は一把の大根もうれぬ、日さしを見れば、はや晝すぎ、はらの時計は午後三時、財布の中

にはまだ一文の錢もたまらず、これはつまらぬ、此大根が暮がた迄に、七百文の錢に化ぬと、忽ちあすは釜の中に蜘蛛の巣がはる、どうしたらよからうと工夫しながら、いつのまにやら兩國橋をわたり、本所の屋敷町を、大根くとうりあるいた、或おやしきの表長屋のまごの内より、コレ大根やとよぶ、やれうれしや、先づ知行にありついたとよぶ所を見れば、表御門から右へ三ツ目のむしや窓のうちから呼だのじや、ソコデ大根やが、御門から荷をになひこんで、お長屋へまはつて見ると、門から三軒目の高塀のうち、門口には何某と標札がうつてある、荷をもち込でみれば、椽さきの障子をあげ、主人が今髪をそられたとみへて、鏡たてに向ふて、自分髪をゆひながら、その大根はいくらじやといふ、百に三把でござりますといへば、ソレハ高い、廿四文ヅツにしておけといはるゝ、賣たさはうりたけれども現在損のたつ事なれば、ドウゾ三把にお買なされて下されい、今朝から江戸中を

泣きあるいてまだ一把も賣れませぬ、どうでも賣つて歸らねばならぬ大根、かけ直は一切申しませぬといふ、かのお侍はかぶりふり夫でもたかい、まからずば先よしにせう、邪魔ながら持つて歸れと云ひ捨て、椽前の障子をはたしめられた、大根屋もいろくといふてみて、かのお侍があいてにならぬ、ソコデ仕様も、もやうもなく、ハテつまらぬもう日の入には間もなし、何でも四五百の錢を持つて歸らぬと、親子五人があすの命がたがれぬ、なんとしたものであらうと、手を組で思案をしながら、椽前の銅盥にフト目が付いた、ソコデかの大根うりが、椽前の障子はめてある、あたりに見る人はなし、かの銅だらひを、水の入つたまゝで大根二三把の下へソツトかくす、怖いものじや、今までひろかつた世界が、立どころに狭うなつて、五尺の身体をしばらくもおく事がならぬ、ソコデ荷をかつぎ出して門口を出ようとする時障子うちから、コレ大根屋と呼びかけられる、ぬからぬ顔

で、まかりませぬといふと、イヤ／＼直はねぎるまい、其大根買うと、いひさま障子をさらりと明けられた、大根屋もびつくりしたが、イヤ／＼はしたでは買はぬ、その大根皆買はう、此椽さきへ並べてくれいといはれる、さあ大根屋も一生懸命、障子のしまつてあるうちなら、銅だらいの出しやうもあらうに、今さら銅盃が出されもせず、といふて賣まひともいはず、逃てゆかうにも荷を捨て歸つてはならず、千百萬の後悔も今に成つては間に合はず、うろ／＼としてゐると、かのお侍が大根屋の顔をきつと見て、われはきつう、うろたへて居るぞよ、まづ銅だらいから出して大根の數をかぞへてみよ、といはるゝ、大根屋は惣身に冷汗を流して、もう切られるか、ぶたれるかと、ワナ／＼ふるひながらかの銅だらいを、恥かしそうにソツト出して、土に手をつき、旦那さま眞平御免なされて下されませ、何をかくしませう、先刻も申します通り、今朝からまだ一文の商もいたしません、

このまゝ歸りますとあす親子五人が喰まする事が成りませぬ、かなしい貧のぬすみ根性、面目次第もござりませぬ、七ツをかしらに子ごもが三人、ごうぞ親子五人の命をお助けなされて下さりませ、と色青ざめて、土にあたまをすり付て詫言する、かのお侍おもひの外氣だてのよい人で、さらに立腹のけしきもみへず、イヤ／＼其詫言には及ばぬ、まづ大根の數をよんでみよといはるゝ、恐々ながら大根を椽へつみ上たところが二十三把、かのお侍やがて七百六十四文の錢をとり出し、かの大根うりをよんで、サア其方がいふ通りに、二十三把七百六十四文、序にかなだらひをそへて遣す、貧のぬすみとはいひながら、われが根性は餘程よざれてあると見へる、此銅だらいは顔や手あしを洗ふ道具なれど、只顔手足を洗はず、持つて歸つてとつくりと思索し、心の垢をあらひおとせと云捨て障子をしめてうちへはいる、大根屋は夢見たやうに、有がたいやら恥かしいやら、禮をいはず、詮方なさ

に銅だらいと錢を荷の中へ入て、早々にかのやしきをにげ出で、はじめて生たやうに覺たが、恥しいと思ふ心が、腹のうちに横たはつて、ウツ／＼と家に歸る、常ならば小唄うたひながら門口に入るが、今日は何と思ふてやら、いつにない門口をそつとはいり、しほ／＼と上り口にこしをかけて、わらじのひもをとかうともせず、物をもいはずさし俯いてゐる、女房はくしまきゐたまに乳呑子抱へながら、うり上げの錢も見せず博奕にでも敗けてきたのかと、亭主を叱りつけたが、一言も返答せぬ、ソコで女房合點がゆかず、荷の中をみれば賣上の錢もそのまゝ、外に見なれぬ銅だらいがある故、これはこなたごこから持つて歸らつしやつた、こちらの内には不似合なかなたらひ、顔つきといひ、銅盃といひ、何ぞわけが有そうな、と問つめる、そこで亭主も面目なげに、けふの始末をいぢぶ始終はなし、さて／＼其方が手まへも面目ない、とはじめて夢がさめてきたこれが是れ有難いものじや、か

の御侍が心を洗へとの御意見の一言、大根賣りのはらに横たはつたは、孟子のいはゆる、羞惡の心は義の端より、と仰せられたもこれじや、此のはづかしいといふは正心の發見、恥をさへわすれねば、人は身はたつもの、わるうすると恥をかいても恥かしいとも思はぬ、人は心が汚れきつて、たごへ鏡のくもつて影のうつらぬやうなものじや、幸に此大根うりは、よいお侍に出會ふて、有難い意見に預かつたので正心に立戻つて、これから夫婦心を合せ、夜晝働らき、終に三年目には相當の八百屋になつてかの銅盃を侍へ返し、かのやしきの御出入になつたと云ふことである。

目鼻口手足は人の並なれど

心一つで廢る身體ぞ

で、ひとしくこれ人間であるが、心一つの働き様で、一身も廢つて終ふものであるから、心のうろたへぬやう、本心を矢はぬやうに、良

心に立歸つて心安々と世渡りをしなくてはならぬ。

和歌 金言

いつわりのきものきせずにはたたい

うまれのまゝのはだかこそよき

朝夕に顔と手足を洗ふなら

心の垢もすくべきなり

米蒔いて米がはゆれば善に善

悪には悪が報うとぞ知れ

よこしまの非をば恐れて正直を

まもる人をば神も守らむ

我にある寶を知らぬ愚さよ

世界のものを欲しがりぞする

掃けば散り拂へばまたもちり積る

人の心も庭の落葉も

渴すれども盗泉の水は飲まず

爾に出づるものは爾に反る

第二十章 萬引したる婦人を説諭す

お前は、先刻、本町通り丸星呉服店の店先に於て、番頭等が他の客人に相手して居る目を盗すんで、軒下に吊るしてあつた、フランネル切八尺を萬引し、同家を立去らうとする際、幸か不幸か番頭に發見され、品物は返して平あやまりに謝罪し、其上警察に突き出されたのであるが、他人の物に手を掛ければ、拾錢取つても、百圓取つても是れ正しく泥棒である、泥棒である以上は、いやがをうでも刑法に依つて十年以下の懲役に處せられなければならぬ、懲役の身となれば、愛しい子にも生別れ、罪なき夫とも離縁し、薄暗き冷き牢獄に、悲しい思をし

なければならぬ、まだ夫れ許りではなく、里方の親兄弟の顔に泥を塗り、近所縁者へも面目なく、出獄しても世間の人に合はす顔がなく、一生恥かしい目をしななければならない、何とつまらぬ事を仕出來かしたもののじや。

兎角萬引は婦人の淺墓から出來る、殊に婦人は、虚榮心に富むで居て、身分に不相應な着物が着たい、指にはダイヤ入の金指輪がはめたい、知らないことも知つたやうに、出來ないことも出來るやうに、流行を追ひ、車を飛ばして、富貴を粧ひ、人目を惹かんとするやうな、輕佻浮薄なる虚榮がして見たい、此の虚榮心がつのと、自然に眼がくらみ、身びいき身勝手なことをする様になる、これは人の見ぬ處ぢや、これは人の聞かぬ所ぢや、是程の事は大事あるまい、此位の事は知れまいと、我ひとり合點して、道のない方へあたたまを突込み、遂に萬引や、ちぼをする様になる、兎角女は分別が淺く、女賢うして牛賣

り損ふで、目先きの慾に迷ふて、身を誤るものがある、能々身の上を考へなくてはならぬ、何程虚榮しても見へを張つても、心がまがつて來ては駄目だ、色は白からうが、鼻すぢは通つてあらうが、はえ際が美しからうが、夫れは見せがけばかりで、何の役にもたぬ、丁度蒔繪の重箱に馬の糞入れたやうなものじや、

させるさへ心のやうに掃除せず

がん首ばかりみがく世の中

だからいけない、煙管は毎日使へばやにがつまつて來て、終ひには通じぬやうになる、そこで、やにのつまつた時は、小捻なり藁すべなりを通して、中を掃除すれば、本の通り煙草がのめる、夫れを、やにがつまつたのを掃除せず、がん首ばかりみがいて置いたなら、何の役にも立たぬ、人間も夫れと同じで、やれ美顔水の大學白粉のと、日がな一日鏡を首引をして、顔や手足を磨いても、肝心の心の中に、垢が

一ぱい溜つて居たなら、矢張り何の役にも立たない。

氣もつかず目にも見えねどいつの間

ほこりの溜る袂なりけり

で、煙管にやにがつまり、袂にほこりが積り、心に垢が溜まるのは、氣もつかず目にも見えず、いつの間にか溜まるのであるから、此心の垢を溜めぬやうにしなければならぬ、昔、有名な學者瀧鶴臺先生の夫人は、醜い人であつたが、鶴臺先生は、乃公は器量は貫はぬ心の美しいのを貫ふのだと云ふて、醜い婦人を妻とせられた、鶴臺が或時書見をして居ると、立働いて居る細君の袂から、赤と白との毬がころ／＼と轉げ出した、周章て／＼拾ひ隠す細君の素振を、目鋭く見た鶴臺は不審を起した、「これ／＼其の毬は何か」細君の顔は眞赤になつた、「お目障りの物を御覽に入れて恐入ります」「いや詫びるには及ばぬが、何ぞ曰くのありそやうな今のお前の素振り、差支がなかつたなら話

しては呉れまいか」と、物優しい尋ねに、細君はおど／＼し乍ら／＼それではお話致します、元來妾が貴郎のやうな方の妻になりましたのは望外の僥倖、つね／＼女の守るべき道に外れまいと心懸けては居りますが、氣のつかぬ處にこんな過失があらうとも知れませぬ、妾の過失は取りも直さず夫たる貴郎の恥、妾の過失から世間の方に、兎や斯う貴郎のことを申されましては濟まないと考へ、此方に参りました時から、赤と白との二つの毬を拵らへて、心にさもしい考の起つた時や、過失のあつた時は赤い方に一卷、白分から善い事をしたと思ふた時は、白い方に一卷、斯様に致しまして、日々自分の足りない事を正して行かうと致しましたが、最初の内は兎角赤い毬の方が大きくなり勝ちで、悲しくもあり淺間しくもムいしましたが、此頃では貴郎の行ひは見様見真似、ごうやら人らしくなりましたものか、白い毬の方が大きくなりなますので、此處心嬉しい事はムいませぬ」たしなみ深い其言葉を

凝つと聞入つた夫鶴臺は、我が見る所は違はなかつた、それにしても何と云ふ美しくしい心懸けであらう」と、我が妻ながらつくづくと感じ入つたと云ふ、此處だ、此處だ、婦人は斯様にありたいものである、斯様にして日々に垢の溜らぬようにしたいのじや、世の人の悪事の初めは、萬引をし、詐偽をしておいて、人は知るまい、是位の事は發覺すまいと、思ふて居るが抑々それが大間違、人は知らぬが俗に謂ふ天道様が見てゐる、假令悪運強くして、一時は世間の耳目を瞞すことが出来るかも知れないが、未來永劫天道を詐き終はせることの出来るものではない、或所に一人の女が子供を連れて夜道を歩いて居たか、頻に喉の喝きを覺へて來た、不圖見ると路傍に西瓜畑が有る、別に見張りの人の居る様子もなし、悪いこととは知りつゝ、一寸失敬しやうとして、子供を其處に見張番、自分一人畑の中に這入つたが、塵葉一本でも盗みは盗み、人もや來ると何となく心が落着かぬ、乃で子供に向

つて、「誰も見ては居まいね」と尋ねた、所が子供の返事は正直だ、「母アちやん、誰も居ないよ、見て居るのはお月様計りだよ」子供は神様と同じだと云ふが誠に左うである、今手を延ばして西瓜を腕ぎ取らうとした一刹那、此の返事を聞いた母親はハツとした、「成程左うだ、誰も見て居まいと思ふたのは自分の不覺、お月様が見てゐる、天道様が見てゐる、嗚呼悪かつた悪かつた、假令西瓜一つにせよ、何故自分は此麼さもししい了簡を起したのであらう」と、延ばした手を引込めると其儘、矢庭に駈け戻つて我が兒を抱き上げ、自分の罪を詫びたといふことである。

鷹は死すとも穂をつまらずといふ、況して人間でありながら、よこしまな心を起し、他人の物に目を掛けるなどは、鳥にも劣る淺ましい心といはねばならぬ、今更後悔してももう遅い、泣いて許り居らうよ、今後の覺悟が大事じや、しつかり肝に刻み付けてをきなさい。

和歌 金言

手や足の汚れは常に洗へども
 心の垢を洗ふ人なし
 死んでから佛になるはいらぬもの
 生きてる内によき人となれ
 世の中の人には知らねど科あれば
 我が身を責むる我が心かな
 上見れば及ばぬことの多かりき
 笠著てくらせ己が心に
 夏の蟲の火に入るが如し

説諭譚 終

大正七年四月十日印刷

大正七年四月十五日發行

説諭譚

(定價金四拾五錢
郵税四錢)

著作者

藤田鎌吉

愛知縣丹羽郡大山町大字大山字南百券四十七番地ノ一
東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

發行兼印刷人

中村彌助

不許複製

發行所

日本警察新聞社

電話芝四八八四番
振替口座東京八一五七番

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

大正八年四月
東京新聞

第十四號

編輯部

印刷部

東京新聞社

（東京）

（電話）

大正八年四月
東京新聞

772
1049

終

